

太平洋広域漁業調整委員会の概要について

- 1 **開催日時** 令和7年11月4日（火）午前10時30分から
- 2 **開催場所** 東京都（ベルサール八重洲3回 Room2+3：ウェブ会議併催）
- 3 **会議概要**

（1）太平洋広域漁業調整委員会 第34回太平洋南部会・・・・・・・・・・資料4-1

- ・太平洋南部キンメダイ及び伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の資源状況及び広域資源管理の取り組みについて説明
 - キンメダイ：親魚量は目標管理基準を上回り、2016年以降増加傾向
 - ※資源評価資料は、本県漁業に係る魚種のみ抜粋
- ・令和4年12月20日開催の資源管理手法検討部会で行われた論点について整理し、数量管理の導入に向けた調整を行う

（2）太平洋広域漁業調整委員会 第33回太平洋北部会・・・・・・・・・・資料4-2

- ・太平洋北部沖合性カレイ類（サメガレイ・ヤナギムシガレイほか）等の資源状況及び広域資源管理の取り組みについて説明
 - サメガレイ：資源量指標値は限界管理基準案を下回る
 - ヤナギムシガレイ：親魚量は目標管理基準案をやや下回る
 - キチジ：資源水準は中位、動向は減少
 - キアンコウ：資源水準は中位、動向は減少

（3）第43回太平洋広域漁業調整委員会・・・・・・・・・・資料4-3

①委員の改選に伴う対応について

ア 会長職務代理者の互選について

関委員が選出

イ 部会に属すべき委員の氏名について

くろまぐろ遊漁専門部会の委員として、高田委員が選出

②令和7年度のクロマグロ遊漁に関する管理について（資料4-3-1）

- ・くろまぐろ遊漁の届出制度に係る委員会指示が議決
- ・対象者は「遊漁者」、「遊漁船業者」、「遊漁船以外の船舶を運行する者」
- ・管理期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

③太平洋クロマグロの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について（資料4-3-2）

- ・くろまぐろ遊漁の届出制度に合わせ、報告事項に「届出番号」を新設

④沿岸クロマグロ漁業の承認に係る対応について（資料4-3-3）

- ・沿岸クロマグロ漁業の承認の一斉更新結果について説明
- ・令和7管理年度の増枠を踏まえ、漁獲機会の付与が可能な場合に限り新規承認
- ・令和7年4月時点の承認件数は19,661件（令和5年比：2,783件増加）

⑤広域資源の管理について

- ・同日に開催された北部会、南部会の審議経過について報告

⑥その他

ア TAC 資源拡大に向けた検討状況について（資料４－３－４）

イ 令和８年度資源管理関係予算について

ウ 公調委の今後の役割等について（資料４－３－５）

- ・今後広域漁業調整委員会の役割について、意見交換
- ・事務局からは広域漁業調整委員会で取り扱う資源について、「委員会指示」の有無に焦点を当てて取り扱う考え方が示された。



キンメダイ (太平洋) ①

キンメダイは日本の太平洋岸では北海道釧路沖以南の陸棚縁辺や海山周辺に生息し、本資源は関東沿岸から南西諸島に分布する群である。現状の資源解析は関東沿岸から伊豆諸島周辺海域および四国沖南方の海山域を対象とする。

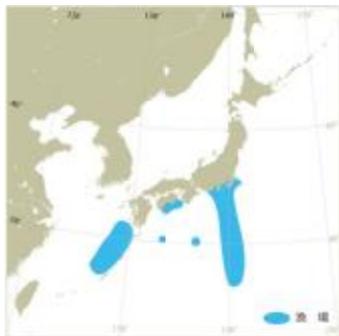


図1 分布域

陸棚斜面や海山、海丘の斜面や頂上に多く分布し、我が国太平洋岸における主な生息域(漁場)は房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖南方の海山、高知沖、南西諸島周辺海域などである。

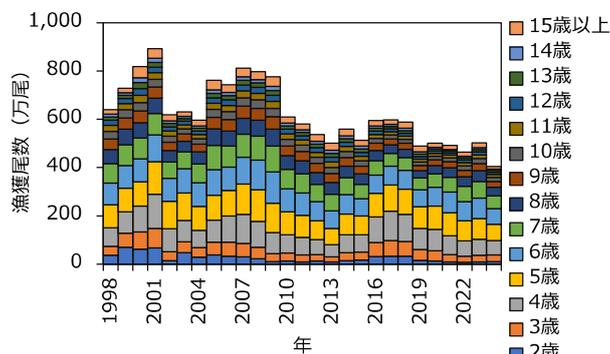
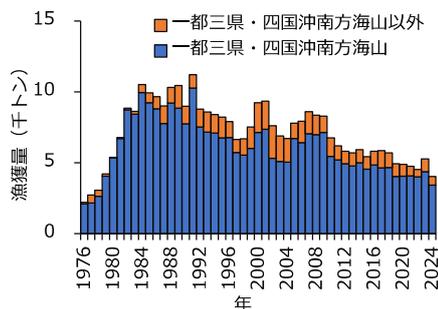


図2 漁獲量の推移



1980年代以降長期的に減少傾向で2024年は4.0千トン。資源評価の対象である関東沿岸から伊豆諸島周辺海域(千葉県、東京都、神奈川県、静岡県；一都三県)および四国沖南方の海山域の2024年の漁獲量は3.4千トン。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲物の年齢構成を尾数で見ると、4～10歳を中心に構成されている。経年的な差は小さい。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋) ②

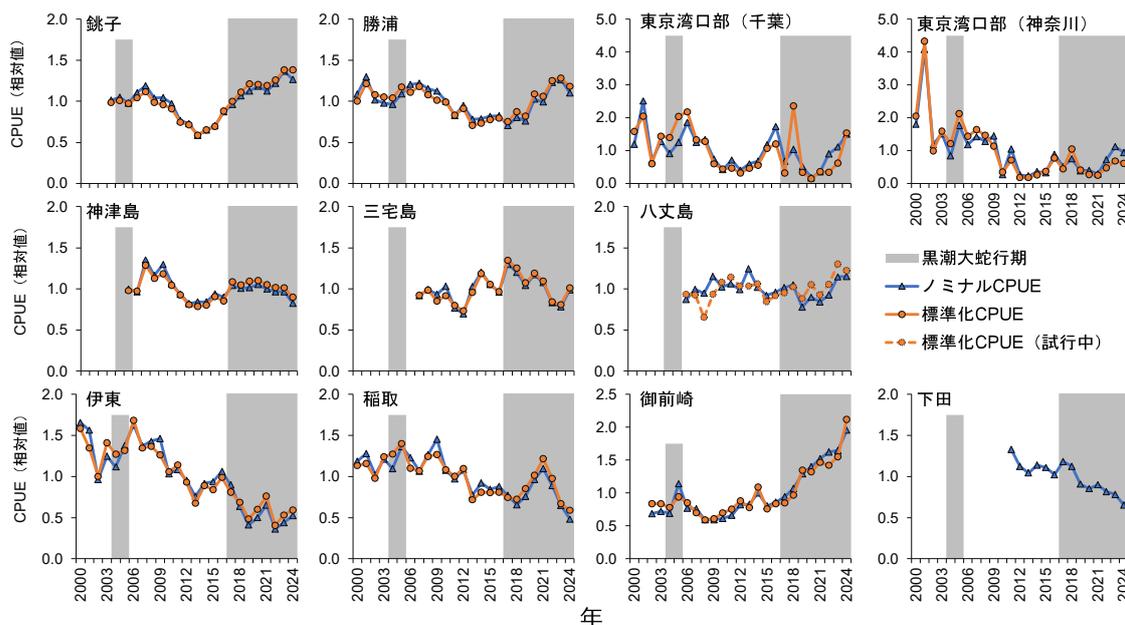


図4 海洋環境を考慮した各地区の1日1隻当たり漁獲量(CPUE)の分析

関東沿岸から伊豆諸島周辺海域の各地区の漁獲量を努力量で割ったCPUE(青線：ノミナルCPUE)と操業に与える海洋環境などの要因を除去したCPUE(橙線：標準化CPUE、点線は試行中)。灰色で示す2004～2005年と2017年以降は黒潮大蛇行期である。海洋環境を考慮した標準化CPUEは、多くの地区において2018年以降、ノミナルCPUEより高く算出された。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋) ③

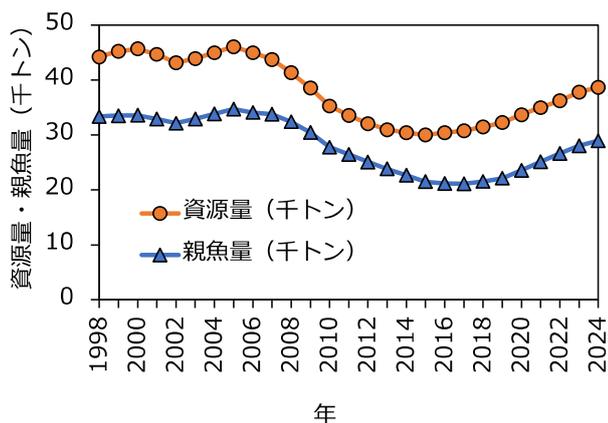


図5 資源量、親魚量の推移

資源量は、2000年代前半まで40千トン台で横ばいであったが、2015年に30.0千トンまで減少した。その後、増加傾向となり2024年は38.7千トンであった。

親魚量は、2000年代前半まで30千トン台で横ばいであったが、2017年に21.1千トンまで減少した。その後、増加傾向となり2024年は29.0千トンであった。

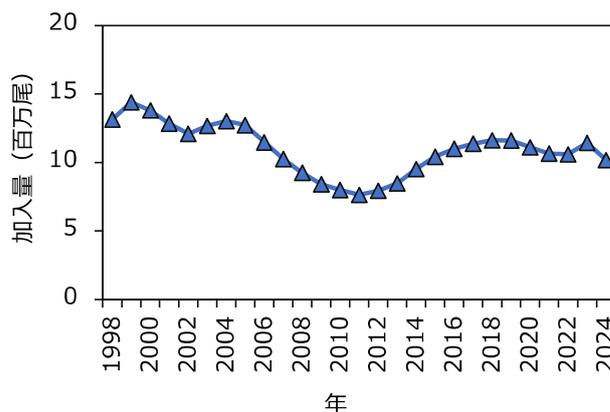


図6 加入量の推移

加入量（2歳魚の資源尾数）は2005年以降減少傾向であったが、2015年以降増加し、その後横ばい傾向で2024年は1,017万尾となった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋) ④

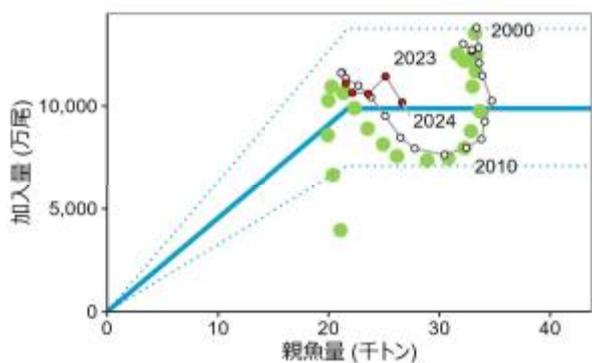


図7 再生産関係

1998～2018年の親魚量と2000～2020年の加入量に対し、ホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2025年度資源評価で更新された観測値で、赤丸は直近5年間の値である。図中の数字は加入年を示す。

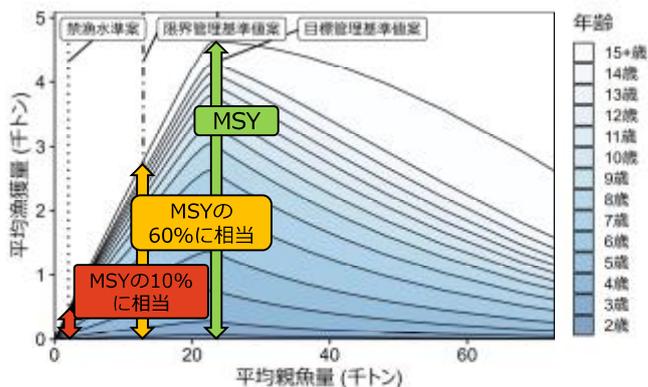


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は24.3千トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
24.3千トン	12.8千トン	2.0千トン	29.0千トン	4.7千トン	3.4千トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋) ⑤

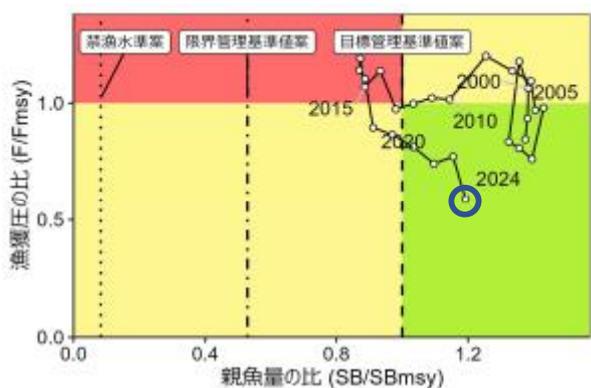


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2016年以降増加傾向で、2019年以降は最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回り、2024年の親魚量は、SBmsyの1.19倍であった。漁獲圧 (F) は、2000～2001年、2007～2009年、2014～2018年は、SBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を上回ったが、2019年以降はFmsyを下回っており、2024年の漁獲圧は、Fmsyの0.59倍であった。

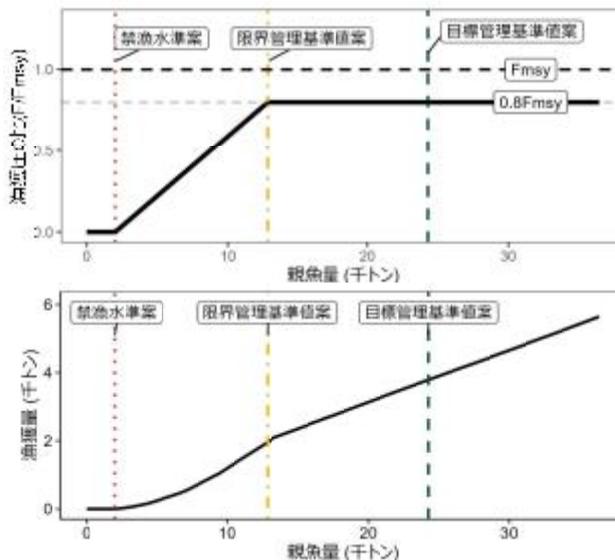


図10 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ (太平洋) ⑥

将来の親魚量 (千トン)

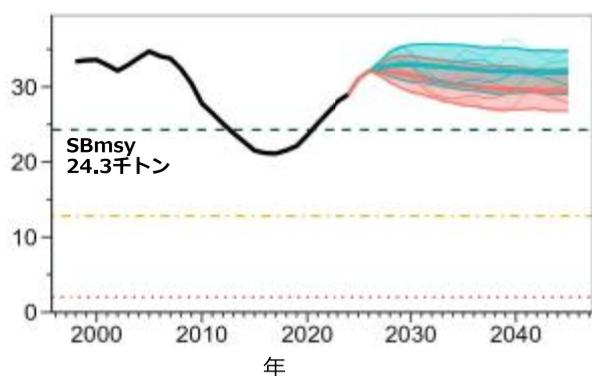
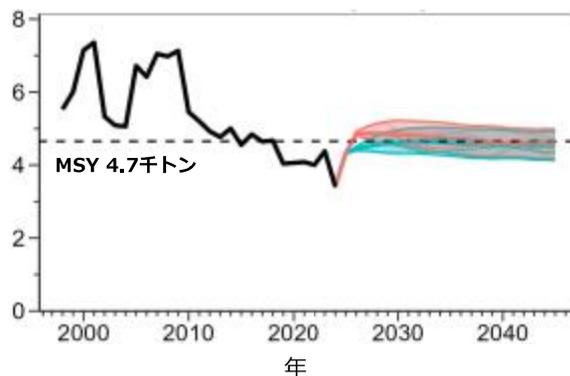


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく将来予測結果を示す。

平均値としては、親魚量、漁獲量は横ばいで推移する。親魚量は目標管理基準値案を高い確率で上回り、漁獲量の平均値はMSY水準に徐々に近づいていく。

将来の漁獲量 (千トン)



- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.8$ の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1千回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

キンメダイ（太平洋）⑦

表1. 将来の平均親魚量（千トン） 2036年に親魚量が目標管理基準値案（24.3千トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036		
1.0	31.1	32.1	31.0	29.9	28.9	28.0	27.2	26.6	26.0	25.6	25.3	25.0	66%	
0.9			31.6	30.9	30.3	29.7	29.2	28.7	28.2	27.9	27.6	27.4	98%	
0.8			32.1	32.0	31.8	31.5	31.3	31.0	30.7	30.5	30.3	30.1	100%	
0.7			32.7	33.1	33.4	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.4	33.3	33.2	100%
現状の漁獲圧			32.6	32.8	32.9	33.0	32.9	32.8	32.7	32.5	32.4	32.3	100%	

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	4.3	6.0	5.8	5.6	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8
0.9		5.4	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8
0.8		4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7
0.7		4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
現状の漁獲圧		4.4	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2022～2024年の平均； $\beta=0.73$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2026年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ とした場合、2026年の平均漁獲量は4.9千トン、2036年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は100%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2024年には4,000トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2015年から緩やかに増加傾向となり、2023年は約3.9万トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後は減少傾向にあったが、2017年以降は増加傾向にあり、2024年は約2.9万トンとなった。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 45 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

(2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 7 年度の漁業者代表部会は、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会と共催を予定しており、12 月中に同協議会事務局会議を開催の上、議題、日程等を調整する予定となっている。

6 資源管理手法検討部会で整理された意見・論点への対応について

キンメダイ太平洋系群について、数量管理を基本とする新たな資源管理について広く意見を聴き、議論を整理するため、令和 4 年 12 月 20 日に第 10 回資源管理手法検討部会を開催し、別紙のとおりその結果を整理したところ。

これらの論点等について、キンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会や一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の枠組みを通じ、また関係漁業者等と個別に相談しながら対応方向を整理し、これまでの自主管理の枠組みと並行して、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整や対応等を行っているところ、引き続きこれらの取組を継続することとする。

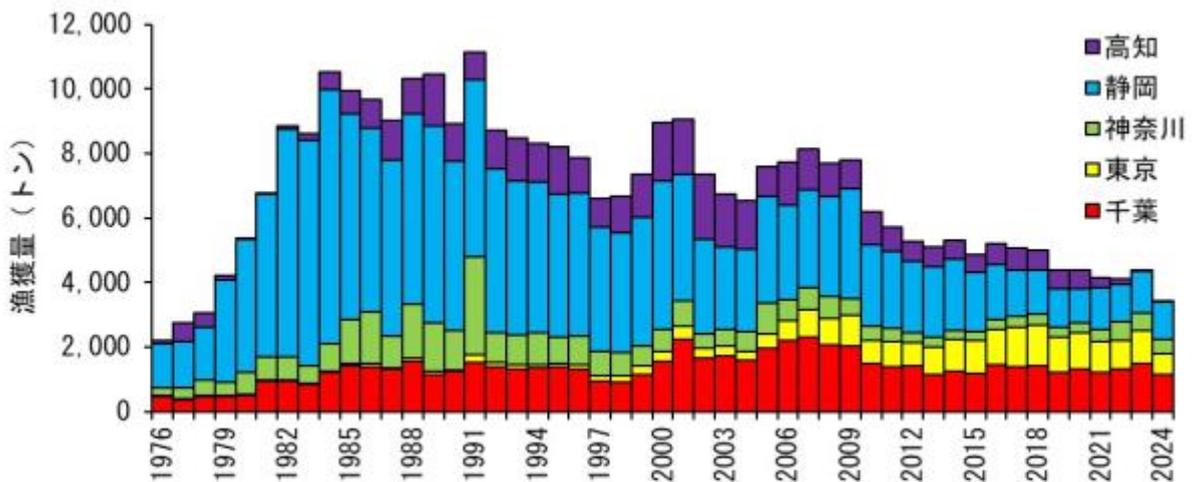
太平洋南部キンメダイ資源管理の令和7年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
29ト	73ト	64ト	46ト	52ト	60ト	87ト	52ト	35ト	20ト	28ト

※各年1～12月の漁獲量を集計

第10回資源管理手法検討部会の結果について（抄）

令和5年2月13日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和4年12月20日（火）に開催された第10回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

（1）マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海

（略）

（2）キンメダイ太平洋系群

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- 定量的にTAC等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、CPUEの標準化（環境、獲り控えの影響等の考慮）、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- 本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき（漁獲努力量による目標が望ましい）。

● 資源管理について

- 漁業者は、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。
- 十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づくTAC管理に不安。
- 一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群へのTAC制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。
- 小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な

実績ベースの適用はすべきではない。

- 漁業者はT A C導入の必要性に疑問があり、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- 本系群にT A C制度を導入する合理性の検証。
- 資源の公平な利用に向けたT A C導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- T A C導入にともなう減収の支援策等。
- 太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。

(以 上)



サメガレイ (太平洋北部) ①

資料4 - 2 - 1

サメガレイは北海道および東北地方の太平洋岸沖に広く生息し、本評価群はこのうち青森県から千葉県沖に分布する群である。



図1 分布域

水深150～1,000mの砂泥底に分布する。主に沖合底びき網漁業（以下、「沖底」）によって青森県から茨城県沖で漁獲され、千葉県沖でも漁獲されることがある。

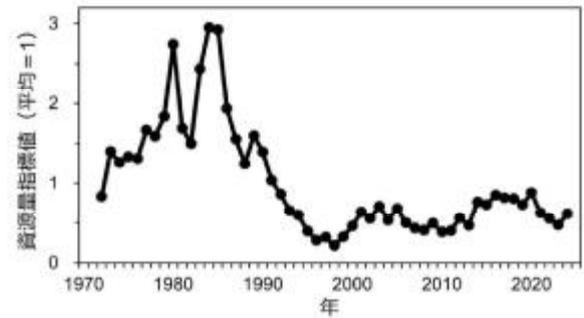


図2 漁獲量の推移

沖底の漁獲量は1978年の6,329トンピークに1998年には108トンまで減少した。その後は160～335トンの間で推移していたが、2011年以降は118～228トンとやや減少し、2024年は前年より増加して183トンであった。

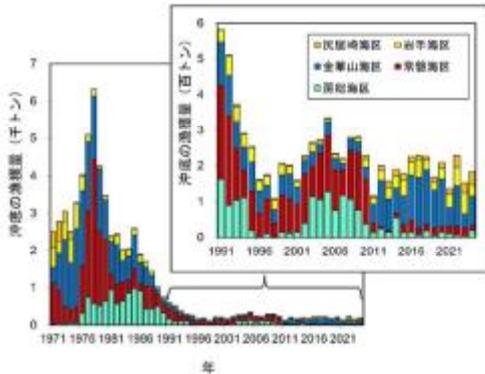


図3 資源量指標値の推移

水深の他、操業月や海域の影響を除去（標準化）した金華山海区以南の沖底の1網当たりの漁獲量（標準化CPUE）を算出し、全期間の平均値が1になるように規格化したものを資源量指標値として採用した。

資源量指標値は1973～1990年は平均値比1.2以上で推移していたが、1992年以降は平均値以下となった。2011年以降は回復がみられたものの、2024年は前年より増加して0.61であった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サメガレイ (太平洋北部) ②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和7（2025）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

● 限界管理基準値（限界水準）案 ● 目標管理基準値（目標水準）案

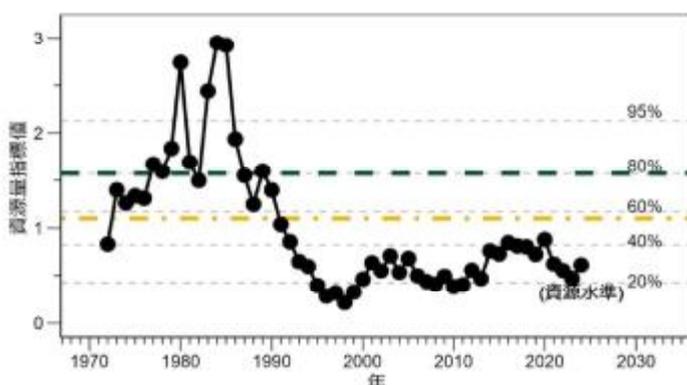


図4 資源水準および管理基準値案

標準化CPUEを資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80.0%水準を目標管理基準値（緑線）、56.0%水準を限界管理基準値（黄線）として提案する。

2024年の資源量指標値（0.61）は28.6%水準に相当するため、限界管理基準値案を下回る。

● 2024年の資源水準

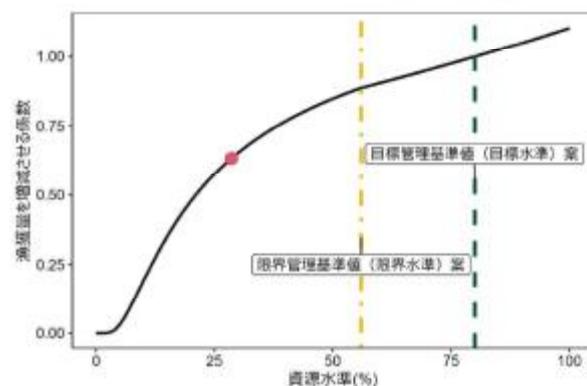


図5 漁獲管理規則案

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を提案する。資源水準が目標管理基準値案（緑線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2024年）の資源水準（28.6%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は0.63である。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

サメガレイ (太平洋北部) ③

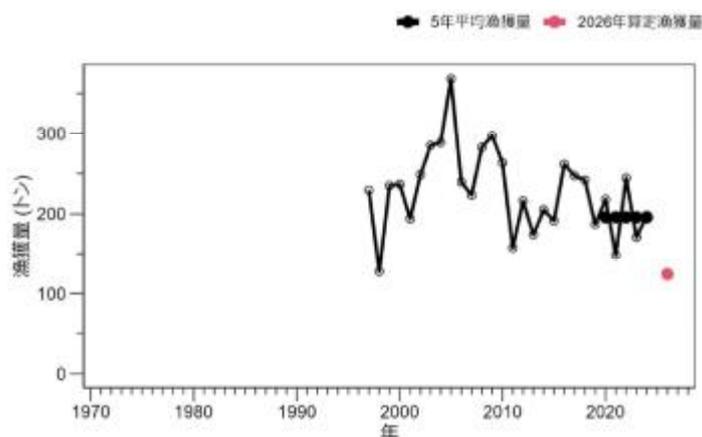


図6 漁獲量の推移と2026年の算定漁獲量

直近5年間（2020～2024年）の平均漁獲量（黒丸、196トン）に2024年の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（0.63）を乗じて算出される2026年の算定漁獲量は、10トン未満の値を四捨五入して120トン（赤丸）となる。

図中の漁獲量は全漁業種の漁獲量情報が得られている1997年以降のみを示している。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値（平均値を1とする相対値）
目標管理基準値（目標水準）案	80.0%	1.00	1.58
限界管理基準値（限界水準）案	56.0%	0.89	1.10
現状の値（2024年）	28.6%	0.63	0.61

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2024年の資源水準は28.6%であることから、2026年の算定漁獲量は120トンと算出される。

ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ①

ヤナギムシガレイは北海道南部以南の日本各地に広く分布し、本評価群はこのうち青森県から千葉県までの太平洋岸に分布する群である。



図1 分布域

太平洋岸では北海道噴火湾以南、水深400m以浅の砂泥底に分布し、水深100m前後の海域で1～6月に産卵する。

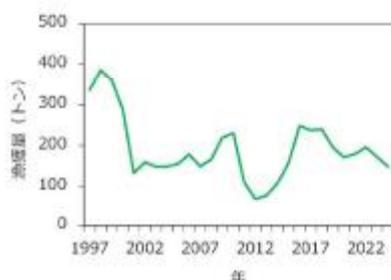


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2011、2012年に東日本大震災の影響で減少したが、その後速やかに回復した。2024年は149トンと前年よりやや減少した。

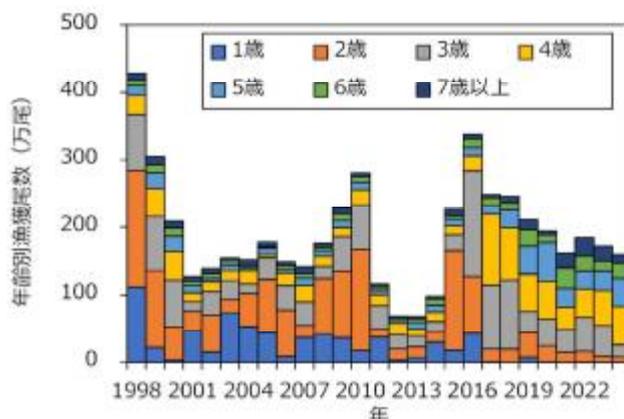


図3 年齢別漁獲尾数

漁獲尾数は2017年以降減少傾向で、2024年は160万尾であった。近年は若齢魚の占める割合が減少し、3歳魚（灰色）以上の漁獲が主体となっている。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ②

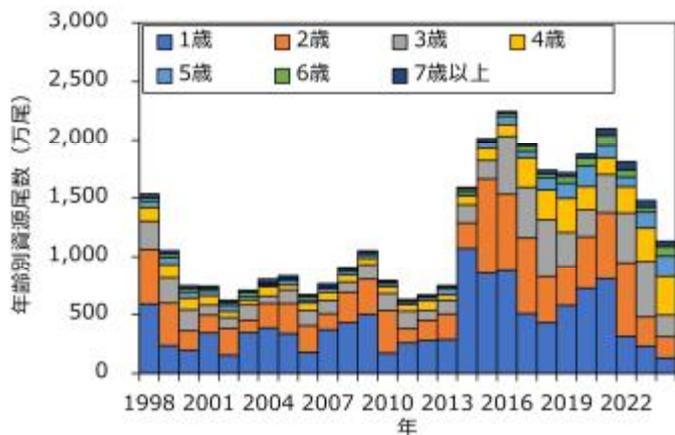


図4 年齢別資源尾数

2013年以前は1歳魚（青）、2歳魚（橙）が中心で、2014～2016年に多くの加入（1歳魚）があったがその後は減少傾向となっている。2017年以降は3歳以上の割合が多く、近年は幅広い年齢で構成されている。

なお、加入量は各年の1歳魚の資源尾数である。

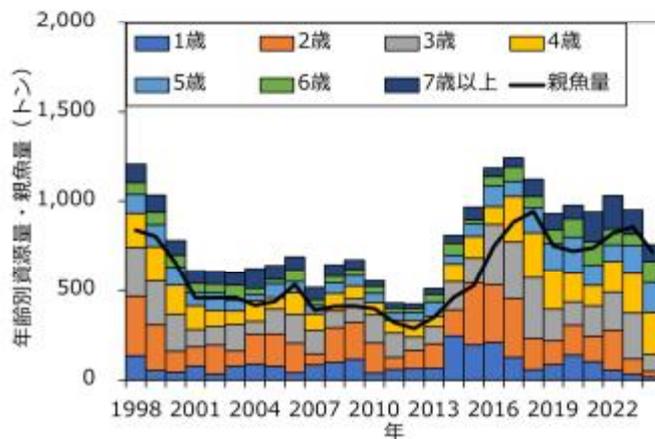


図5 年齢別資源量（棒グラフ）と親魚量（折れ線グラフ）

資源量は2014年以降増加し、2017年には1998年以降で最高の1,239トンとなった。その後は減少し、2024年は757トンであった。親魚量も資源量と似た傾向を示したが近年も高い水準を維持しており、2024年は717トンであった。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ③

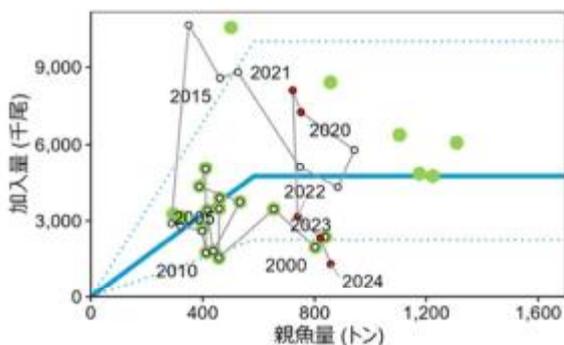


図6 再生産関係

1998～2020年の親魚量と1999～2021年の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係式を推定した時の観測値、白丸および赤丸は2025年度資源評価で更新された観測値である。図中の数値は加入年を示す。

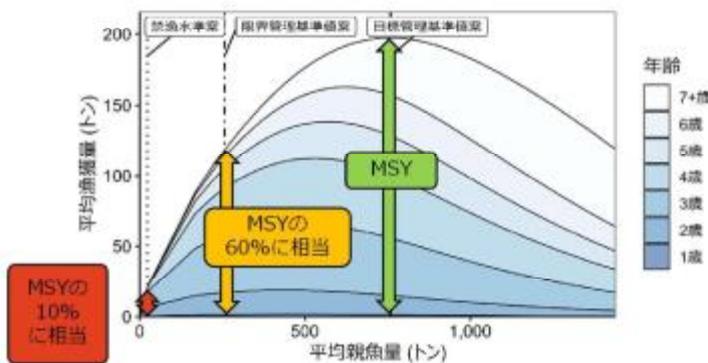


図7 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は758トンと算定される。目標管理基準値としてはSBmsy、限界管理基準値としてはMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準としてはMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量を提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
758トン	257トン	23トン	717トン	197トン	149トン

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ④

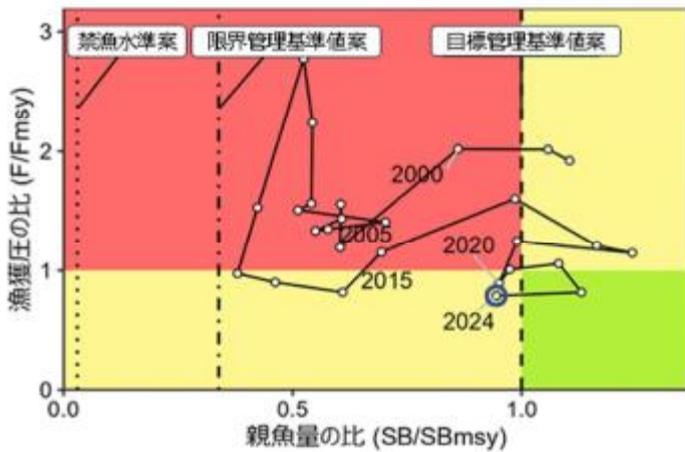


図8 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は2000~2015年まで最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を大きく下回っていた。2016年以降は回復したものの、2024年はSBmsyの0.95倍であった。漁獲圧 (F) はSBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を上回っていた年が多かったが、2020年以降はFmsy前後で推移し、2024年はFmsyの0.79倍である。

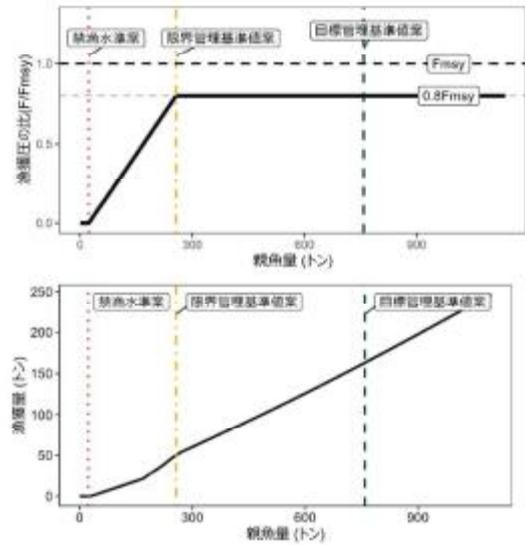


図9 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数 β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ヤナギムシガレイ (太平洋北部) ⑤

将来の親魚量 (トン)

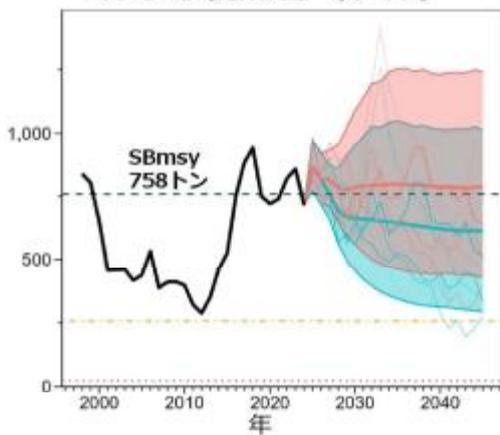
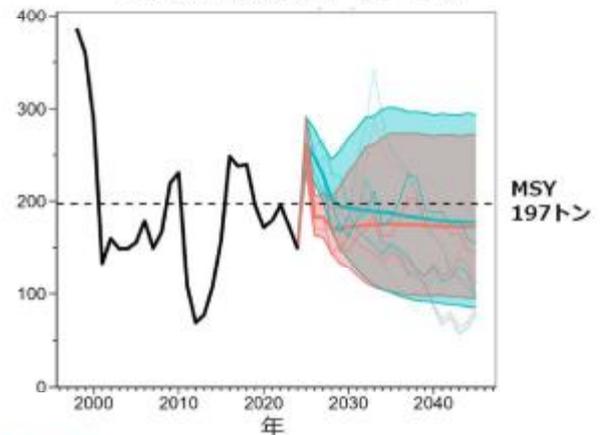


図10 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.8とした場合の漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

親魚量の平均値は目標管理基準値案よりも高めに、漁獲量の平均値はMSY水準よりやや少なく推移する。

将来の漁獲量 (トン)



■ 漁獲管理規則案に基づく将来予測 ($\beta=0.8$ の場合)
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (5千回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
----- 目標管理基準値案
----- 限界管理基準値案
..... 禁漁水準案

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会 (ステークホルダー会合) の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。

ヤナギムシガレイ（太平洋北部）⑥

表1. 将来の平均親魚量（トン）

2036年に親魚量が目標管理基準値案（758トン）を上回る確率

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0	867	815	782	728	711	711	709	709	705	706	704	698	35%
0.9			799	754	742	746	747	749	747	749	749	744	42%
0.8			816	781	775	785	789	794	793	797	798	795	51%
0.7			834	810	812	828	837	844	845	851	854	851	59%
現状の漁獲圧			759	693	670	665	661	658	652	650	646	639	26%

表2. 将来の平均漁獲量（トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0	261	222	211	191	186	186	185	185	185	185	184	183	
0.9		203	198	182	178	180	180	180	180	181	181	180	
0.8		184	183	171	169	172	173	174	174	174	175	176	175
0.7		163	167	158	159	163	165	166	167	167	168	169	168
現状の漁獲圧		248	228	203	194	193	191	191	189	189	189	188	185

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2019～2023年の平均： $\beta=1.1$ 相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2026年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

$\beta=0.8$ とした場合、2026年の平均漁獲量は184トン、2036年に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は51%と予測される。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

本資料では、管理基準値や漁獲管理規則など、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の議論をふまえて最終化される項目については、研究機関会議において提案された値を暫定的に示した。



キチジ太平洋北部 令和7年度資源評価結果

生物学的特性

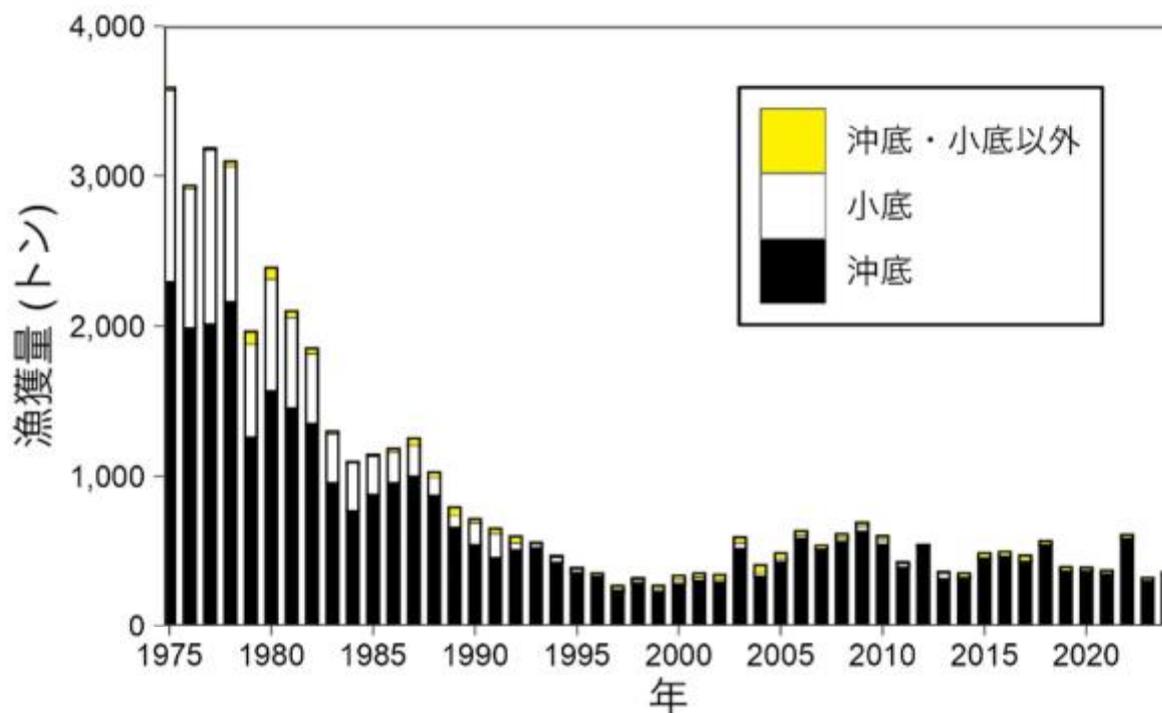


生物学的特性

- 寿命：20歳程度
- 成熟開始年齢：
雄5歳以上(100%)
雌10歳(11%)、11歳(35%)、
12歳(69%)、16歳以上(100%)
- 産卵期・産卵場：
1～4月、分布域全体
- 食性：エビ類、オキアミ類、クモヒトデ類、端脚類、多毛類、魚類
- 捕食者：マダラ、アブラガレイ

- 太平洋北部（沖合底びき網漁業の太平洋北区に相当）では水深350～1,300m付近の深海域に生息し、水深500～800mの分布密度が最も高い

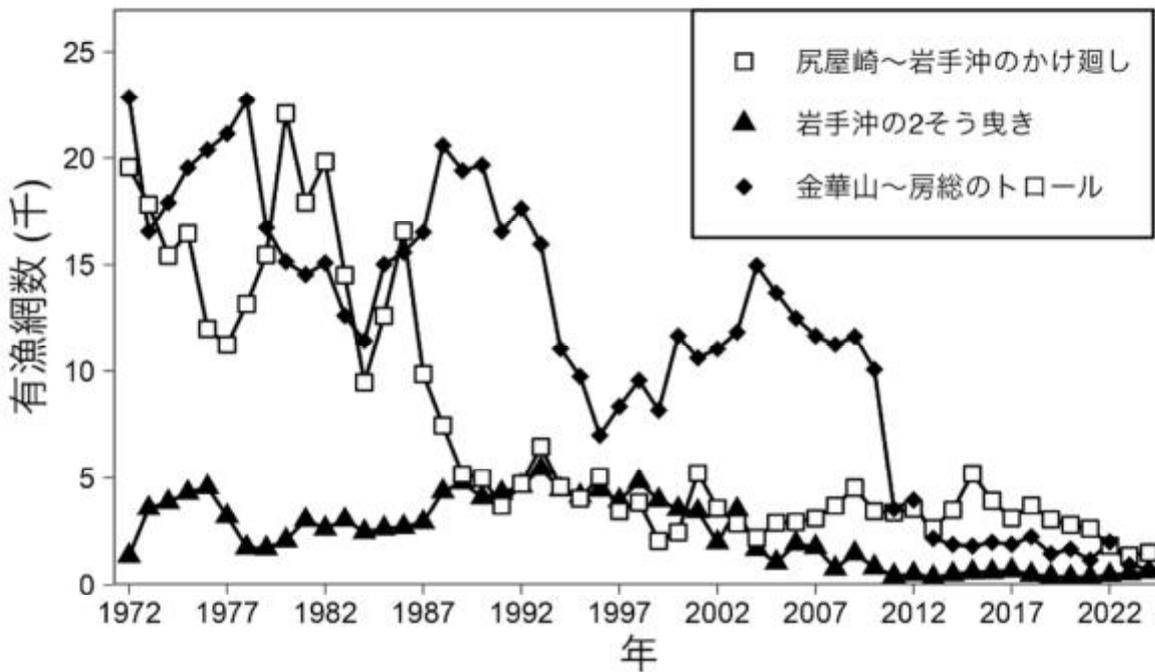
漁獲の動向①



- 2024年の漁獲量：349トン
- 沖合底びき網漁業（沖底）の割合が高い

※小底：小型底びき網漁業

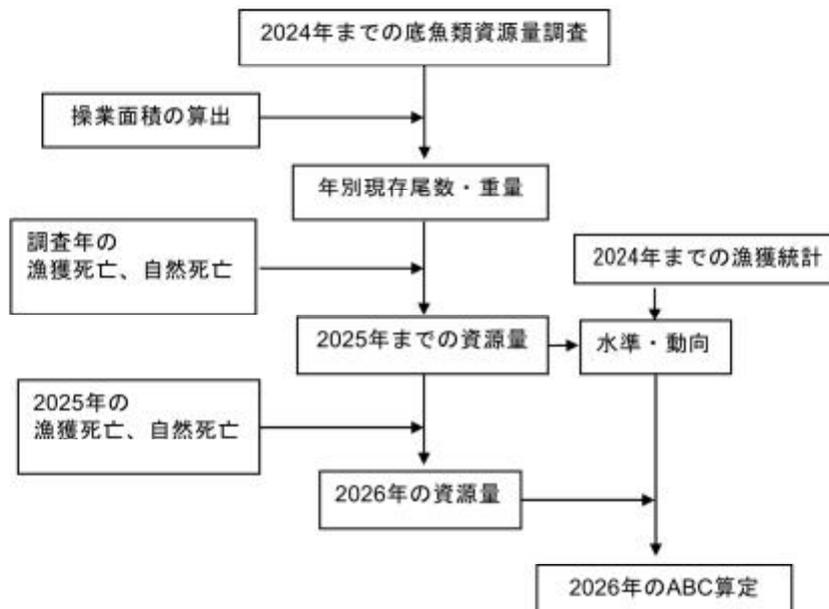
漁獲の動向②



- 近年の太平洋北部の各海域における沖底の主要な漁法の有漁網数は、過去の有漁網数と比較してすべての海域で低い水準にある

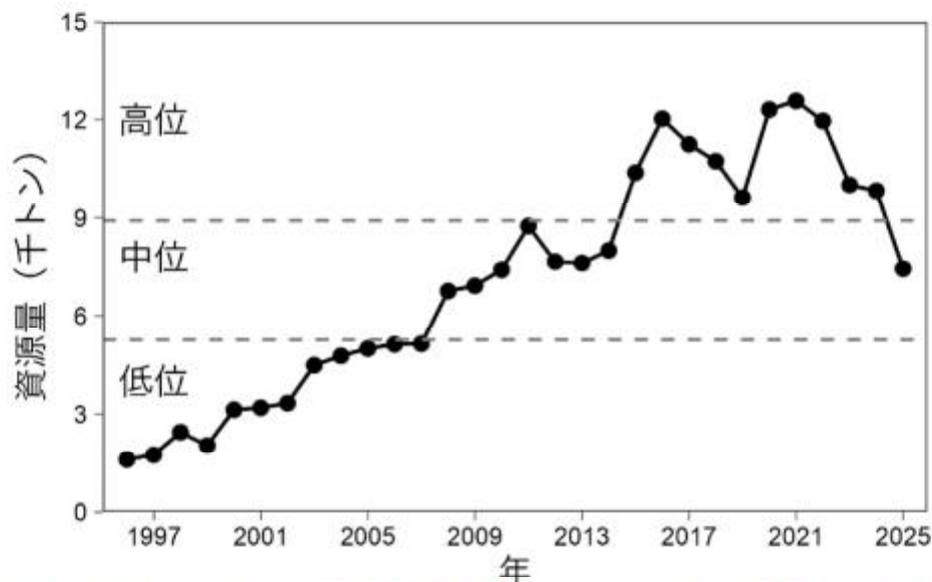
※有漁網数：キチジが漁獲された日の網数を漁船ごとに集計したもの

資源評価の流れ



※ ABCは漁業法改正前の考え方に基づく基本規則を適用した値

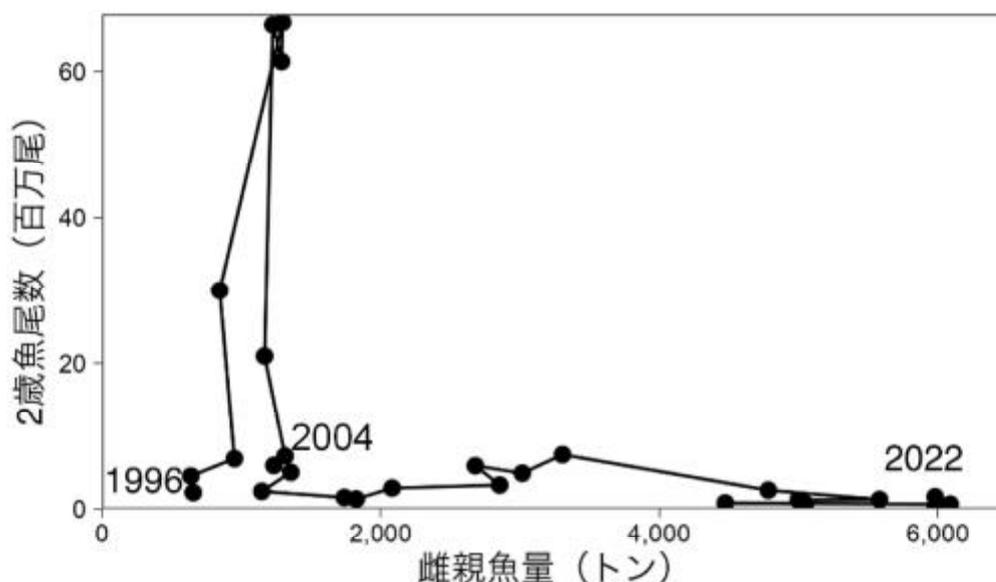
資源の動向①



※水準区分 低位／中位：資源量5,262トン、中位／高位：資源量8,912トン
(1996～2025年の資源量の最小値1,611トンと最大値12,563トンの間を3等分)

- 資源水準：2025年の資源量は7,443トンで「中位」
- 資源動向：直近5年間（2021～2025年）の資源量の推移から「減少」

資源の動向②



- 雌親魚量（親魚量）と2歳魚尾数（加入量）に明瞭な関係はない
- 2004年級群以降、親魚量は多い一方、加入量は少ない

資源評価のまとめ

- 面積密度法で資源量を推定
- 資源水準は「中位」、動向は「減少」

2026年ABC

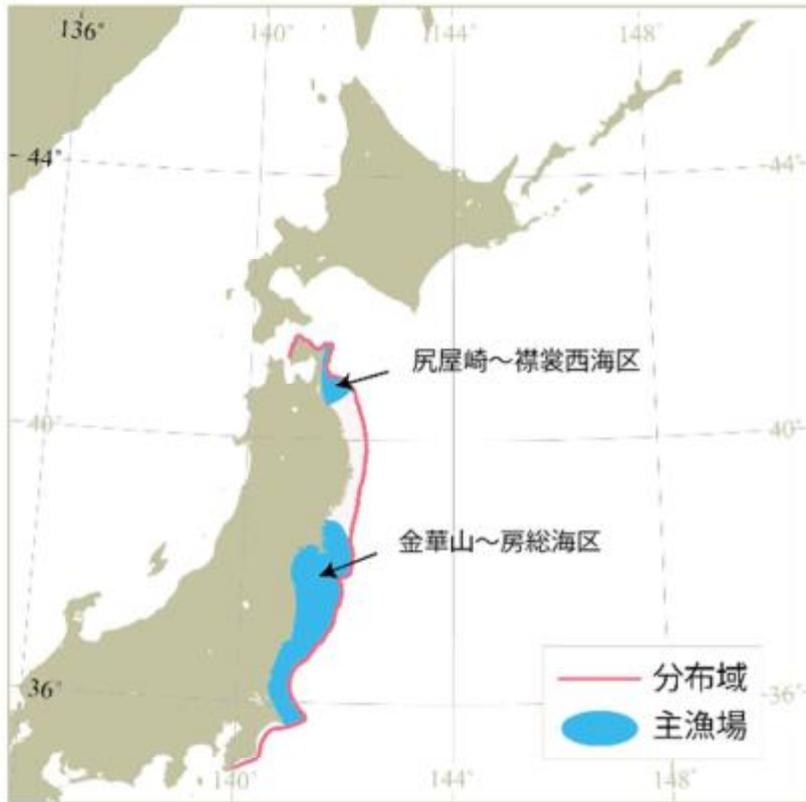
管理基準	Target/ Limit	2026年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値からの 増減%)
0.8F40%SPR	Target	220	3.4	0.037 (-27%)
	Limit	270	4.3	0.047 (+10%)

- 漁業法改正前の考え方に基づく基本規則の1-3)-(3)に基づき、 $F_{limit}=0.8F_{40\%SPR}$ で計算
- F40%SPR：漁獲がなかった場合の40%の親魚量を取り残す漁獲圧



キアンコウ太平洋北部 令和7年度資源評価結果

生物学的特性

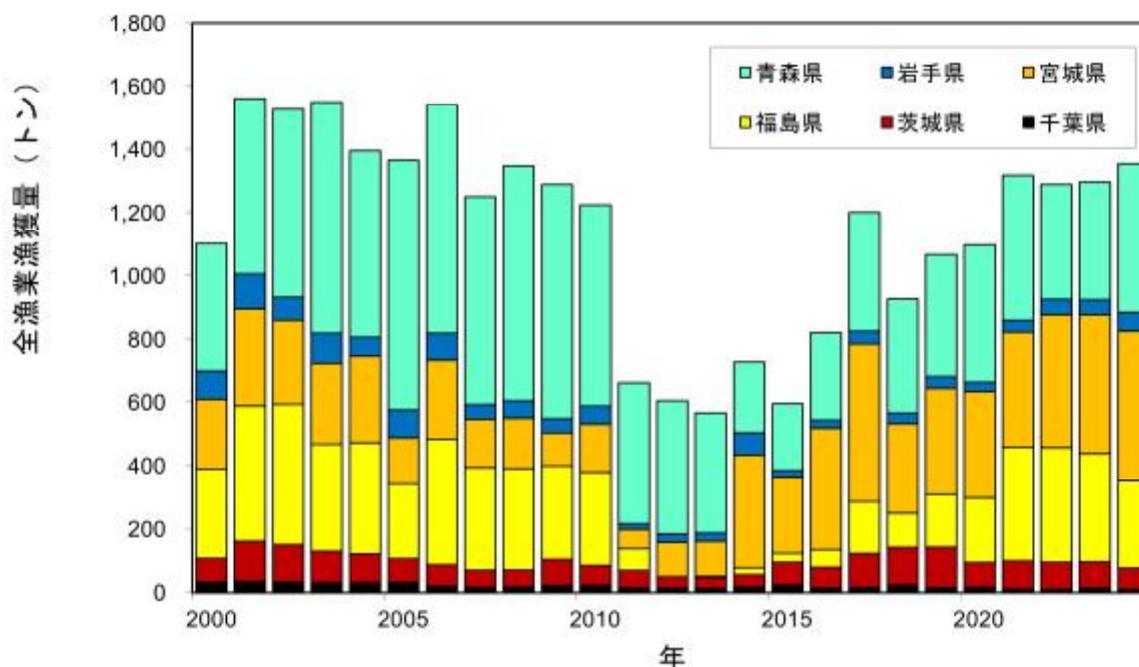


生物学的特性

- 寿命：報告されている最大年齢は雌23.6歳、雄19.9歳
- 成熟開始年齢：不明
- 産卵期・産卵場：
5～6月（津軽海峡東部沿岸）、
5～7月（仙台湾周辺）、
4～8月（福島県中部海域）
- 食性：小型個体は小型魚類や甲殻類、成長につれカレイ科魚類、タラ科魚類、イカナゴ、カタクチイワシ、スルメイカ、トラザメなど
- 捕食者：ミズウオによる捕食例あり

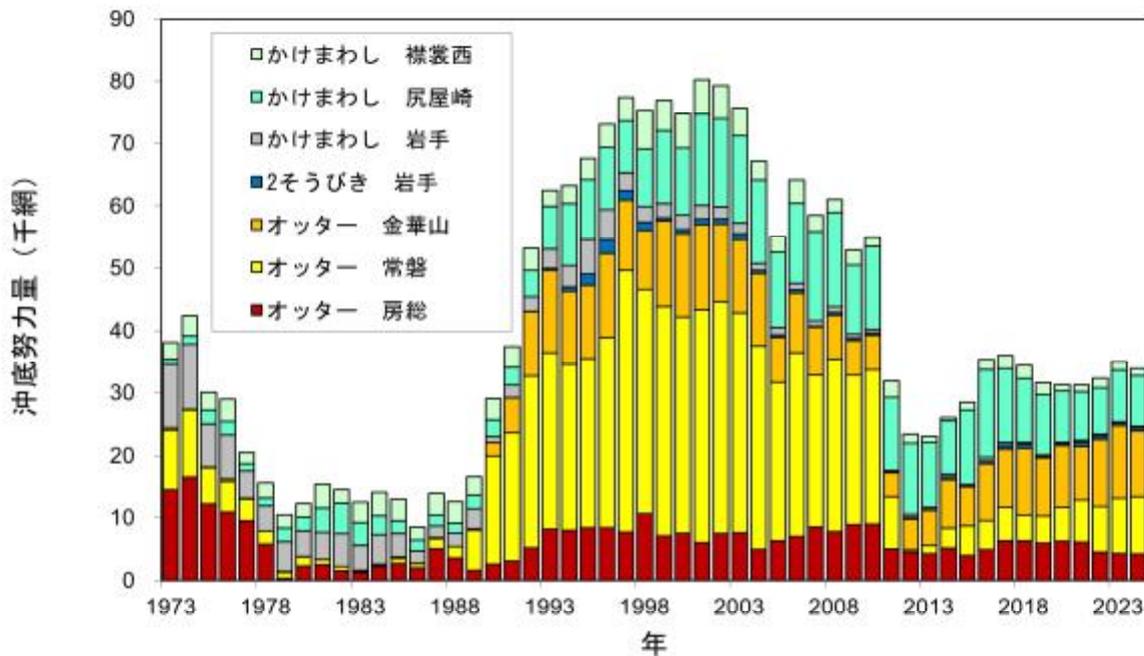
- 主漁場は尻屋崎～襟裳西海区および金華山～房総海区

漁獲の動向①



- 東日本大震災後、漁獲量(全漁業種合計)は500トン台に減少
- 近年の漁獲量は回復傾向 2024年の漁獲量：1,354トン
- 主漁法は沖合底びき網漁業（沖底）

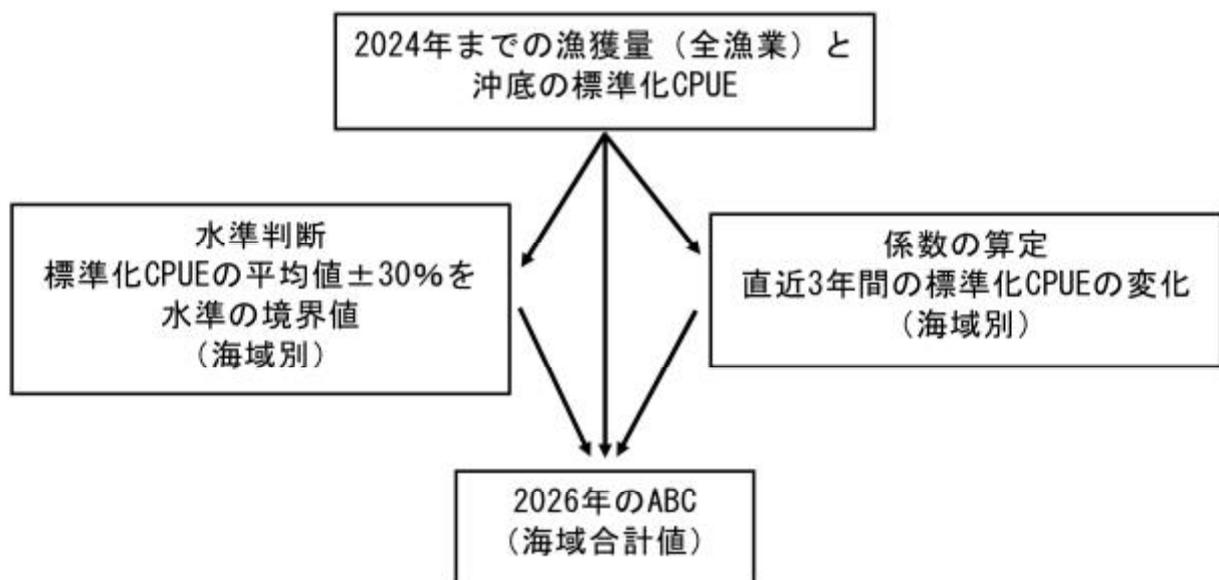
漁獲の動向②



- 東日本大震災後、福島県船操業停止により努力量は大幅減
- 2024年の沖底努力量：3.4万網
- 沖底努力量は有漁網数を示す

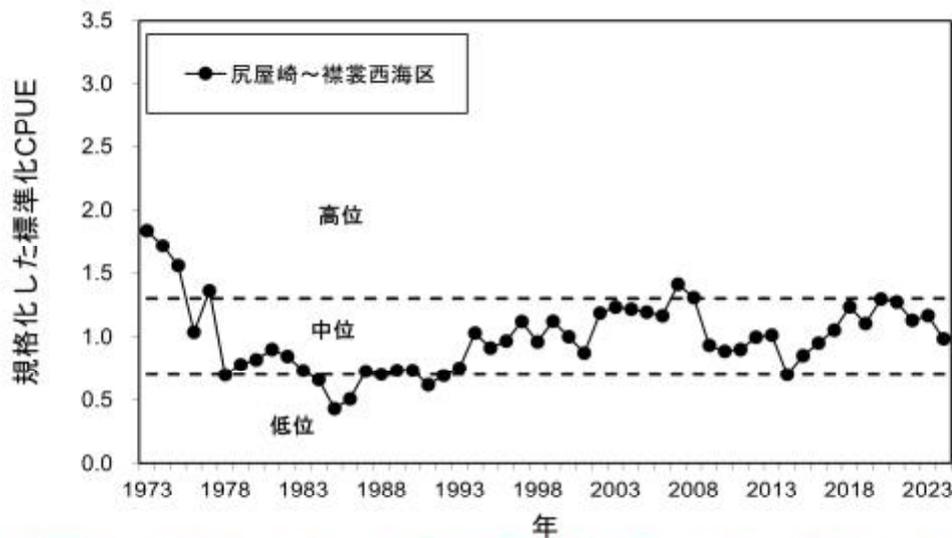
※有漁網数：キアンコウが漁獲された日の網数を集計したもの

資源評価の流れ



※ ABCは漁業法改正前の考え方に基づく基本規則を適用した値

資源の動向①

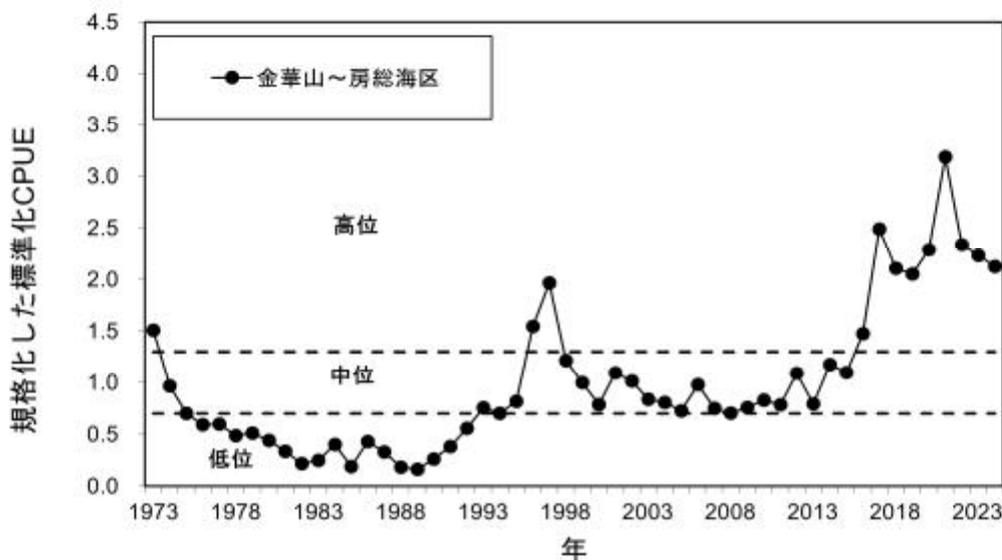


※水準区分 低位／中位：標準化CPUE 0.7、中位／高位：標準化CPUE 1.3
(平均値が1となるよう規格化した標準化CPUEの値で水準判断)

- 青森県～岩手県は尻屋崎～襟裳西海区の沖底標準化CPUEで判断
- 資源水準：2024年の標準化CPUEは0.99で「中位」
- 資源動向：直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から「減少」

※標準化CPUE：資源や操業による偏りを取り除いた、1操業当たりの漁獲量

資源の動向②



※水準区分 低位／中位：標準化CPUE 0.7、中位／高位：標準化CPUE 1.3
(平均値が1となるよう規格化した標準化CPUEの値で水準判断)

- 宮城県～千葉県は金華山～房総海区の沖底標準化CPUEで判断
- 資源水準：2024年の標準化CPUEは2.12で「高位」
- 資源動向：直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から「減少」

資源評価のまとめ

- キアンコウ太平洋北部全体の資源水準は「高位」、動向は「減少」
- 標準化CPUEに基づいて海域別に資源状態を求め、全体を判断（漁獲量の多くを占める宮城県～千葉県の状況を反映）

2026年ABC

管理基準	Target/Limit	2026年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値(現状のF値からの 増減%)
0.9・青森県～岩手県Ct・0.93	Target	980	—	—
1.0・宮城県～千葉県Ct・0.95	Limit	1,230	—	—

- 漁業法改正前の考え方に基づく基本規則の2-1)により、
 $ABC_{limit} = \delta_1 \cdot Ct \cdot \gamma_1$ で計算
- δ_1 ：青森県～岩手県は0.9（中位水準での推奨値）
- δ_1 ：宮城県～千葉県は1.0（高位水準での標準値）
- Ct：2024年の海域別各県漁獲量合計値
- γ_1 ：青森県～岩手県は0.93、宮城県～千葉県は0.95（標準化CPUEの直近3年間（2022～2024年）の動向から算定される係数）
- ABCは海域別に算定したABCの合計値

太平洋北部沖合性カレイ類の 広域資源管理の取組について

令和7年11月
水産庁

1. 資源の現状

- サメガレイ：2024年の資源水準は、28.6%と低位であり、2026年の算定漁獲量は120トンと算出され、2024年の漁獲量（183トン）を下回る。
- ヤナギムシガレイ：2024年の親魚量は、目標管理基準値案（758トン）を下回る717トン。
- キチジ：「資源水準」は中位であり、「資源動向」は減少。
- キアンコウ：「資源水準」は高位であり、「資源動向」は減少。

○サメガレイ

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (Kg/網)
目標管理基準値（目標水準）案	80%	1.00	1.58
限界管理基準値（限界水準）案	56%	0.89	1.10
現状の値（2024年）	28.6%	0.63	0.61

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。2024年の資源水準は28.6%であることから、2026年の算定漁獲量は120トンと算出される。

○ヤナギムシガレイ

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年の親魚量	MSY	2024年の漁獲量
758トン	257トン	23トン	717トン	197トン	149トン

○キチジ

資源水準	資源動向
中位	減少

○キアンコウ

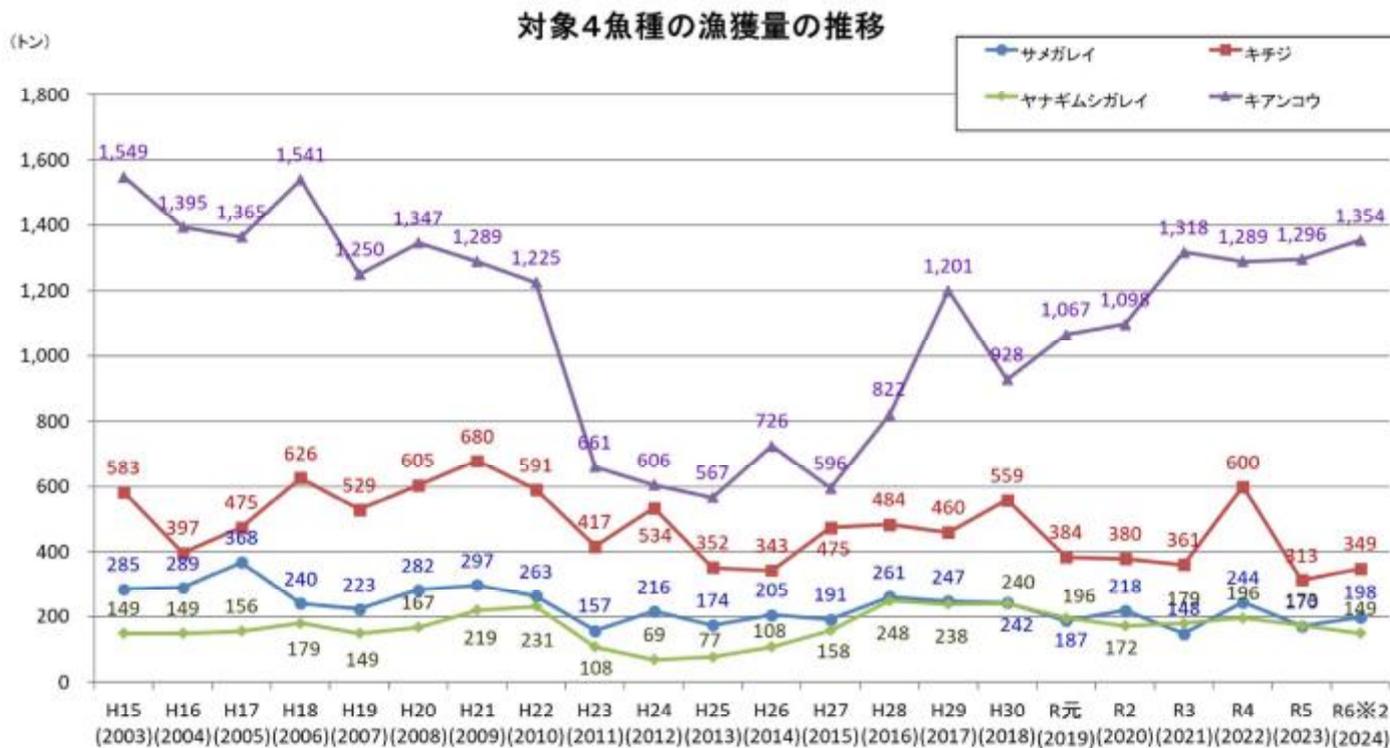
資源水準	資源動向
高位	減少

出典：令和7年度資源評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所）

※サメガレイ、ヤナギムシガレイの管理基準値、禁漁水準、将来予測及び漁獲管理規則については、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を経て最終化される。

2. 対象4魚種の漁獲量の推移

- キアンコウについては、震災前の水準にまで概ね回復。
- その他の魚種については、横ばいで推移。



※1 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県漁獲量

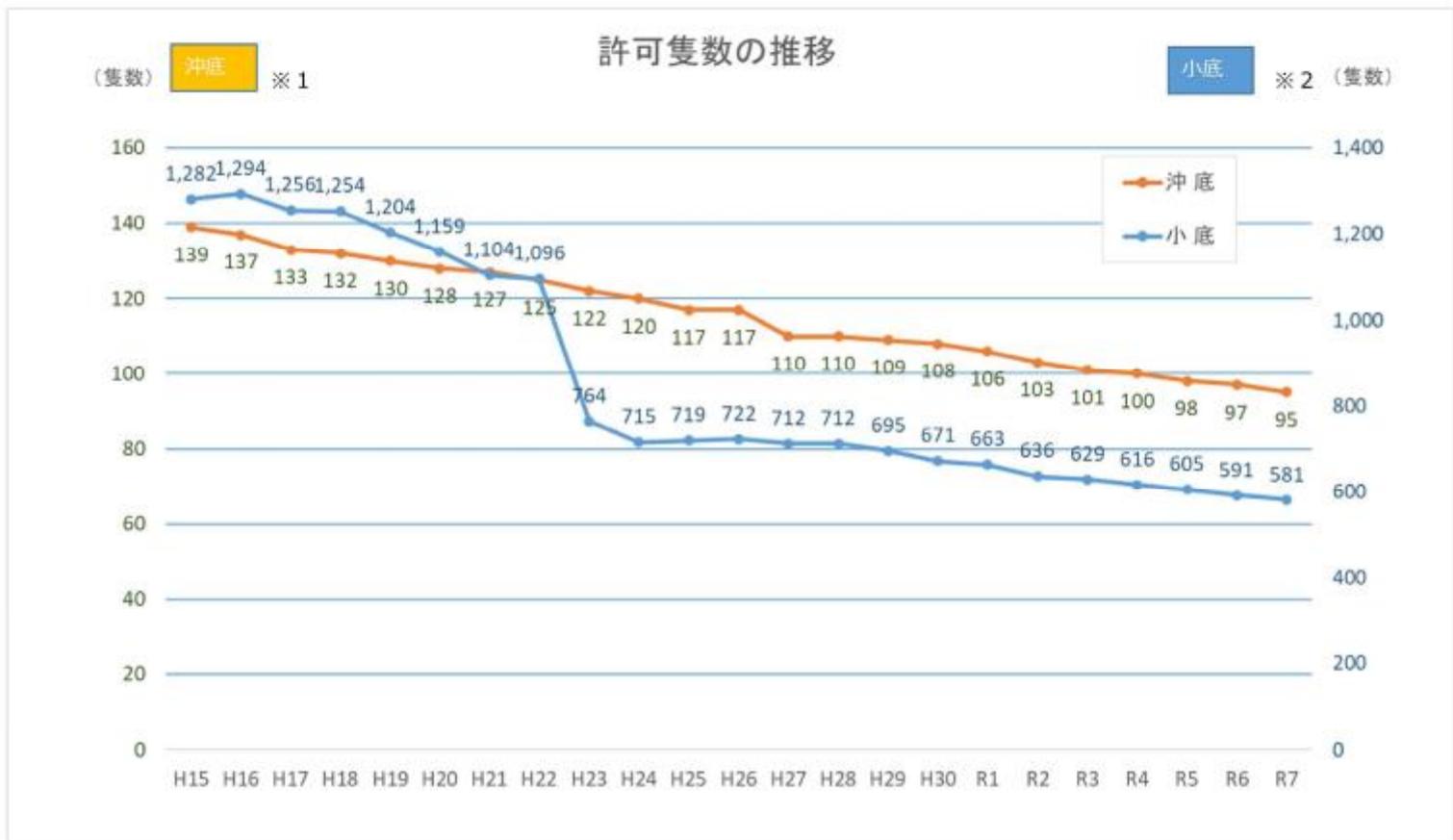
※2 R6(2025)の漁獲データは暫定値

3. 関係漁業種類

- 青森県～千葉県の沖合底びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の漁業者が資源管理の取組に参加。

県名	大臣許可漁業	知事許可漁業
青森県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
岩手県	沖合底びき網漁業	—
宮城県	沖合底びき網漁業	—
福島県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
茨城県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
千葉県	沖合底びき網漁業	—

(参考) 許可隻数の推移 (平成15年～令和7年)



※1 沖底の許可隻数は、水産庁調べによる隻数

※2 小底の許可隻数は、関係県への聞き取り調査による隻数

4. 資源管理の方向性 (目標、期間等)

○サメガレイ

2024年の資源水準は、28.6%と低位であり、2026年の算定漁獲量についても2024年を下回る算出となっていることや今後予定している数量管理の導入に向けた議論を踏まえ、保護区の実施を継続して産卵期や索餌期の産卵親魚の保護を図りつつ、資源量水準を上向きに転じさせる方策について検討を進めることとする。

○ヤナギムシガレイ

近年の親魚量は高い水準を維持していることや今後予定している数量管理の導入に向けた議論を踏まえつつ、現在実施している自主的管理措置等の取組を継続することとする。

○キチジ、キアンコウ

資源水準はキチジが中位、キアンコウが高位に位置しており、平成15年(2003年)の資源回復計画策定以降は順調に資源量が回復してきていることから、これらの資源水準を維持するため、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、現在実施している自主的管理措置等の取組を継続することとする。

(補足) 資源回復計画：資源の回復を図り、漁業経営の安定や水産物の安定供給に役立てるため、関係する漁業関係者、研究機関、都道府県、国が一体となって必要な対策を計画的、総合的に実施する取組(～H23年度)。H24年度以降、それまでの取組は、資源管理指針・資源管理計画体制の下で実施。R6年度以降は資源管理協定に基づく管理に移行。

5. 資源管理措置の内容

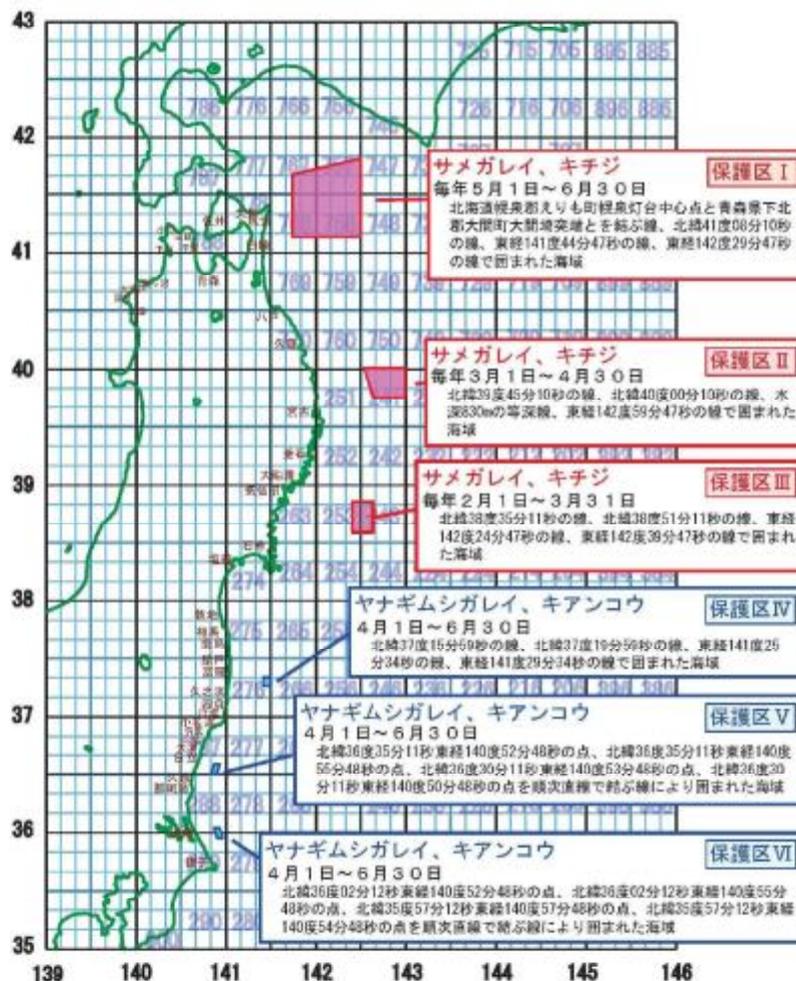
措置	対象魚種	内 容	関係漁業種類
保護区	サメガレイ キチジ	主漁期に保護区Ⅰ～Ⅲを設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (青森県) (※1)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	小型魚の多獲時期に保護区Ⅳ～Ⅵを設定することにより若 齢魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
休漁	対象4魚種	1隻1月あたりの操業日数を24日間までとする。	小型機船底びき網漁業 (青森県)
		月1日接岸休漁、年末・年始、ゴールデンウィーク中に休 漁日を設定(※2)	沖合底びき網漁業 (岩手県地区)
		地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
		9月～翌6月までの間に計20日以上での休漁を行う。	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ サメガレイ	・複葉型オッターボードの使用禁止 ・グランドロープチェーンの重量規制 ・タイヤグランドの使用禁止(※3)	沖合底びき網漁業 (茨城県地区) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	・チェーンによりグランドロープと身網の下端部に25cmの 間隙を設定 ・先袖の目合を150mm、奥袖及び脇1段の目合を90mm、 ベーチング3段の目合を75mmに拡大	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)

※1 小底の資源管理協定に明記していないが、通常の実施として実施している。

※2 沖底の資源管理協定に明記していないが、通常の実施として実施している。

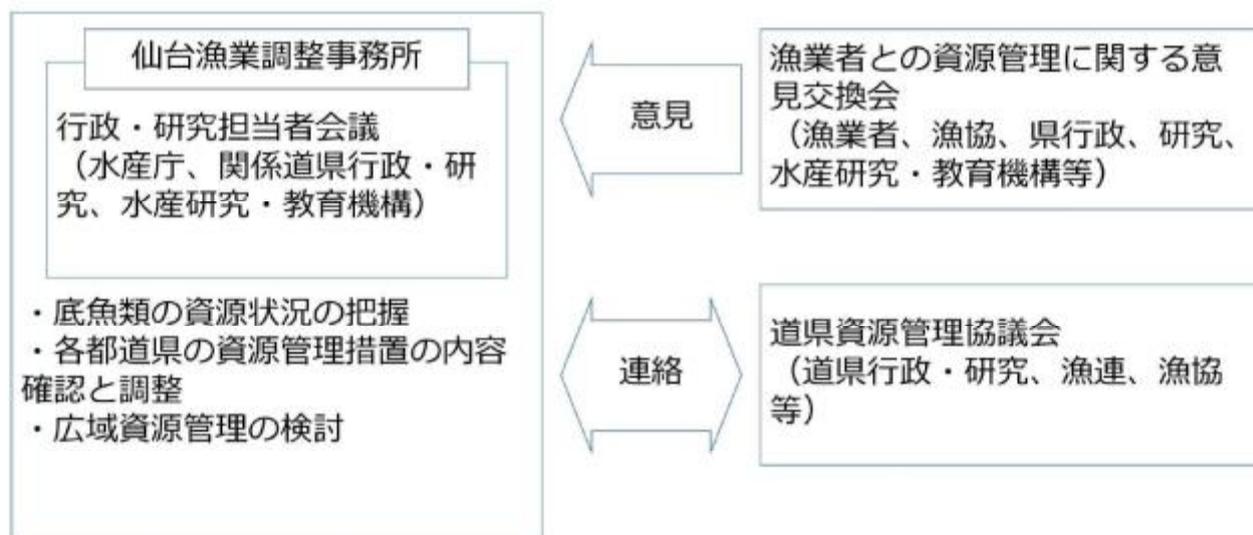
※3 小底(板びき)の資源管理協定で、資源管理計画時に策定した管理措置にも積極的に取り組むとしている。

(参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区的位置図



6. 関係者による連携を図るための体制

- 広域的な資源管理については、関係者の範囲が広く、その連携を図ることは重要。
- 毎年、底びき網漁業者との意見交換会及び行政・研究担当者会議を実施。
- 太平洋北部海域の資源状況や漁獲状況の情報交換により、問題認識等を共有し、適切な資源管理を推進。



(参考) 漁業者との意見交換会等の開催状況 (令和7年度)

開催年月日	会議名	参加者	
R7.7.7	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県近海底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	16名
R7.8.1	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (福島県機船底曳網漁業組合連合会)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	35名
R7.8.4	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (茨城県底曳網漁業協議会)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	35名
R7.8.5	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (岩手県底曳網漁業協会)	漁業者、漁協、県研究、水産研究・教育機構、水産庁	25名
R7.8.19	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県沖合底びき網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	16名
R7.8.20	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸機船漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	19名
R7.8.20	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸みなと漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	12名
R7.10.22	太平洋北部海域の資源管理に係る行政・研究担当者会議	道県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	42名

令和7年度（4月～10月）の くろまぐる遊漁の管理について

令和7年10月
水産庁

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。

- (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
- (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
- (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - ・ 採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
 - ・ 採捕したクログマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所

採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）

- (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあるときは、期間を定めて採捕を禁止(※)。

〔※ 採捕禁止の運用について

- ・ 年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
- ・ 各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。

- (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New!

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人（遊漁者）
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

Ⅱ. 令和7年度における採捕状況について（4月～10月）

- 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は38.8トン。
- 今年度、採捕数量は60トン内で管理する必要。

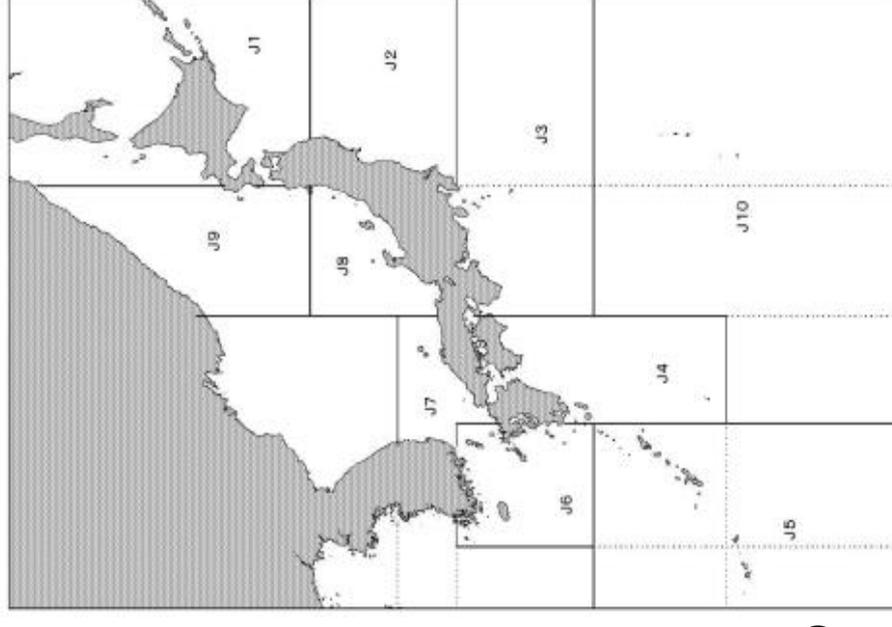


- ・ 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
- ・ 専門部会における議論の結果、**令和7年9月から令和8年3月までの遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、各月の採捕上限を3.0トンとすることが決定**

【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン
採捕禁止期間	4月9日～ 4月30日	5月14日～ 5月31日	6月5日～ 6月30日	7月4日～ 7月31日	8月4日～ 8月31日
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域
時期	9月	10月			
採捕上限	3トン	3トン			
採捕数量	0.8トン	0.7トン			
採捕禁止期間	—	—			
主な採捕海域	J1海域	J1海域			

令和7年10月27日（月）時点までの
採捕実績：40.3トン



海域図

1. 超過分について

○ 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超えた場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から差し引いて管理している。

（例）令和4年度の総採捕数量：42.6トン

令和5年度の総採捕数量：37.4トン（40トン－2.6トン（令和4年度超過分））



今後も同様に、総採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から0.1トン単位で差し引くこととする。

2. 未利用分について

○ 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。



漁業と同様に、未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すこととする。

（例1）令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合（未利用分5.9トン）

令和8年度の総採捕数量は65.9トン（60トン+5.9トン（令和7年度の未利用分））

（例2）令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合（未利用分10.0トン）

令和8年度の総採捕数量は66.0トン（60トン+6.0トン（令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量））

IV. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。
- 現時点で、計12件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕
	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
令和7年6月	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> • 小型魚の採捕 • 採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> • 小型魚の採捕 • 大型魚の保持数制限 • 採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小本港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
令和7年8月	長崎県杵岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
	北海道ウト口港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過

※ 令和6年度の裏付け命令発出実績：計11件

※ 令和7年10月24日（金）時点

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（案）の概要

1. 届出

(1) 遊漁者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の 1 営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

(2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十一月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「管理期間」 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。
- 3 「太平洋」 法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。
- 6 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 届出

1 遊漁者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

- (一) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2 遊漁船業者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 遊漁船登録番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に太平洋において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5 1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6 2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7 3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の二の 2 及び 3 に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針（案）

令和 7 年 11 月 4 日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（以下「委員会指示」という。）の二の 2 及び 3 のただし書に基づく太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示の二の 2 及び 3 で定める届出期間外に届出しようとする者（以下「期間外届出者」という。）は、次の表の左欄で定める要件により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類の写しを添えて届出を行うものとする。

要 件	提出する書類
(1) 新たに船舶を取得した場合	船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書及び以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 7 条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 ② 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
(2) 漁船登録をしている漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けた場合	以下の書類。 ① 船舶安全法第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書 ② 漁船法第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
(3) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項に基づき、新たに登録を受けた場合	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業の適正化に関する法律第 5 条第 2 項に基づく通知 ② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 37 号）第 18 条第 1 項第 1 号で定められた様式のうち、別記様式第 8 号
(4) 被災した結果、委員会指示に定める届出期間に届出を行えなかった場合	以下の書類のいずれか。 ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書） ② 各自治体が発行する被災証明書

- 2 水産庁は、上記 1 の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上記 1 の表の左欄の要件により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、届出を受付けることとし、後日、会長及び太平洋広域漁業調整委員会に報告を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の四に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和7年 11 月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号(以下「委員会指示」という。)の四に基づく太平洋広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. 届出の方法

委員会指示の二に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも届出が出来ない場合は、代替の方法も可とする。



(1)届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

(2)電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子ファイルをメールアドレス `jfa_bluefin_rec★maff.go.jp` 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 届出に関する留意事項

(1)委員会指示の二に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

(2) 委員会指示の二の1の届出を行うに当たっては、届出時に以下の内容が判明している場合は、その内容も記載して届け出ること。

ア (遊漁船を使用する場合) 船名、遊漁船が登録されている都道府県名、遊漁船登録番号

イ (遊漁船以外の船舶を使用する場合) 船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号

ウ カヤックやスタンドアップパドルボート(SUP)等を利用する場合

エ 入出港しようとする場所

オ 予定しているくろまぐろの採捕(釣り)の方法

(3) 委員会指示の二の2の届出を行うに当たっては、遊漁船が登録されている都道府県名を記載して届け出ること。

(4) 委員会指示の二の2又は3の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。

(5) 委員会指示の二の2の(四)及び3の(四)に定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

3. 個人情報等の取扱いについて

届出のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項で定める
広域漁業調整委員会の海域の区分

太平洋	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分引いた線 二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線 六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線 七 B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域</p>
瀬戸内海	<p>次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線



下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）

利用する予定の船舶	遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合			出入港しようとする場所
	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	
1 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							漁港又は 港湾の名称等
2 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：

※ 予定しない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。）

5 個人情報取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業状態の把握、国際的な種組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることに同意します。

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の遊漁船を運航します。くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）の2の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び出入港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	出入港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることにご同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報取扱の取扱いに関する同意書 (届出期間に届出を行えなかった遊漁船業者用)

西暦 年 月 日

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ (大型魚) の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示 (太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号) 二の2の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 <small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small>		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び出入港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	出入港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

- (1) 新たに船舶を取得したため。
 - (2) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項に基づき、新たに登録を受けたため。
 - (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。
- ※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。
- ※ (1) の理由は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (2) の理由は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第5条第2項に基づき通知の写し又は遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第18条第1項で定められた様式のうち、別記様式第8号の写しを添付すること。
- ※ (3) の理由は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業態勢の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの関係機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められません。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報取扱に関する同意書（遊漁船以外の船舶を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の 3 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「逆漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに關する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること
があることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報取扱の取扱いに関する同意書（届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の 3 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「逆漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

(1) 新たに船舶を取得したため。

(2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。

(3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ (1) の理由は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (2) の理由は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (3) の理由は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報等の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの関係機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書（遊漁者であって「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第85号又は瀬戸内海にあつては第50号）の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者としてくろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「逆漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

利用する予定の船舶	遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合			出入港しようとする場所
	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	
1 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
2 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
3 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
4 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
5 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
6 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
7 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
8 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
9 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							
10 遊漁船／遊漁船以外の船舶／カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6 予定しているくまぐるの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：

）

※ 予定していない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの関係機関（これらから委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること
があることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報取扱の取扱いに関する同意書（遊漁者であって届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第85号又は瀬戸内海にあっては第50号）の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「逆漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

利用する予定の船舶 遊漁船/遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等	遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合			出入港しようとする場所 漁港又は 港湾の名称等
	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：

）

※ 予定しない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

(1) 新たに船舶を取得したため。

(2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。

(3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ (1) の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (2) の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (3) の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

8 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、職業態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの関係機関（これらから委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

9 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

下記 3 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ遊漁届出書の記載事項に変更が生じたので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は第50号）二の4の規定に基づき、届出します。

記

1 届出番号

--

2 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

3 変更しようとする事項を届け出た海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 変更しようとする事項を届け出していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後	変更しようとする理由

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること
があることに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の四に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 11 月 4 日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（以下「委員会指示」という。）の四に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

- 2 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は、会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（以下「指示第 49 号」という。）を發出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 49 号を一部改正する指示として、資料 3 - 2 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 52 号を發出するとともに、資料 3 - 4 の（案）により指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び資料 3 - 6 の（案）により指示第 49 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行う。

1. 改正内容及び理由

(1) 指示第 49 号の 4 の(1)に定める報告内容

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（以下「指示第 51 号」という。）に基づき、遊漁者は、遊漁により太平洋くろまぐろを採捕しようとする際には、届出を行わなければならない、届出を行わず太平洋くろまぐろを採捕した場合は、指示第 51 号違反として裏付命令を發出することとしている。

指示第 49 号の 4 の(1)に基づき報告を行った採捕者が指示第 51 号の二の 1 に基づく届出者であることを確認するため、指示第 49 号の 4 の(1)に定める報告事項に、「届出番号」を新設する。

(2) 指示第 49 号の項目番号の修正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の項目番号を修正する。

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

改正案 改正前

二 定義
この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
イ 漁業者が漁業を営む場合
ロ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
ハ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
二 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
三 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
四 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
五 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

一 定義
この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
① 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
ア 漁業者が漁業を営む場合
イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
ロ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
二 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
③ 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
④ 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
⑤ 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

三 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
一 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。
二 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
三 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
① 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。
② 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
③ 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 報告
一 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
イ 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
ロ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
ハ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さという。）
ニ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
ホ 採捕した海域
ロ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
七 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
四 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州・西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8）に基づき交付される番号をいう。）
二 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

4 報告
① 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
ロ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さという。）
ハ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
ニ 採捕した海域
ホ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
七 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
キ （新設）
② 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

<p>五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p>5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>
<p>六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p> <p>附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第82号）</p> <ol style="list-style-type: none"> この指示は、令和八年四月一日から施行する。 この指示の施行の前日に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。 	<p>6 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>

改正

令和七年十一月四日太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- 1 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。
- 2 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- 3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 報告

- 1 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。
 - (一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
 - (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
 - (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）
 - (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
 - (五) 採捕した海域
 - (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号
 - (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
 - (八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）
- 2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

~~附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号）~~

- ~~1| この指示は、令和八年四月一日から施行する。~~
- ~~2| この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。~~

太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	改正前
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の<u>六</u>に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領</p> <p>令和7年3月4日策定 令和7年11月4日一部改正</p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の<u>6</u>に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務取扱要領</p> <p>令和7年3月4日策定</p>
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号(以下「委員会指示」という。)の<u>六</u>に基づき、<u>太平洋広域漁業調整委員会</u>が定める遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。</p> <p>1. くまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法</p> <p>委員会指示の<u>四の1</u>に定めるくまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイトに(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。</p> <p>(1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の<u>四の1及び2</u>に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の<u>四の1及び2</u>に定める事項を入力及び添付し報告する。</p> <p>(3)電子メールによる送信 委員会指示の<u>四の1及び2</u>に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス tan-yugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。</p>	<p><u>太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)</u>は、太平洋広域漁業調整委員会指示第49号(以下「委員会指示」という。)の<u>6</u>に基づく遊漁者によるくまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1. くまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法</p> <p>委員会指示の<u>4(1)</u>に定めるくまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイトに(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。</p> <p>(1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の<u>4(1)及び2</u>に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の<u>4(1)及び2</u>に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス tan-yugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。</p>
<p>2. 報告に関する留意事項</p> <p>(1)委員会指示の<u>四の1のロ</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。</p> <p>(2)委員会指示の<u>四の1のニ</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。</p> <p>(3)委員会指示の<u>四の1のハ</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名(港の名前等)を記入するものとする。</p> <p>(4)委員会指示の<u>四の1のイ</u>に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。</p> <p><u>5</u>委員会指示の<u>四の1のハ</u>に定める届出番号は、<u>太平洋広域漁業調整委員会</u>指示第51号の<u>二の8</u>、<u>日本海・九州西広域漁業調整委員会</u>指示第82号の<u>二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会</u>指示第50号の<u>二の8</u>に基づき交付される番号を記入するものとする。</p> <p><u>6</u>委員会指示の<u>四の2</u>に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。</p>	<p>2. 報告に関する留意事項</p> <p>(1)委員会指示の<u>4(1)</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。</p> <p>(2)委員会指示の<u>4(1)</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。</p> <p>(3)委員会指示の<u>4(1)</u>に定める採捕したくまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名(港の名前等)を記入するものとする。</p> <p>(4)委員会指示の<u>4(1)</u>に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u>委員会指示の<u>4(2)</u>に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。</p>
<p>3. 個人情報等の取扱いについて (略)</p>	<p>3. 個人情報等の取扱いについて (略)</p>
<p>4. 報告に対する問い合わせ (略)</p> <p>別添様式</p> <p>採捕実績報告書及び個人情報取扱いに関する同意書</p> <p>年月日</p>	<p>4. 報告に対する問い合わせ (略)</p> <p>別添様式</p> <p>採捕実績報告書及び個人情報取扱いに関する同意書</p> <p>年月日</p>

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の四の1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

<u>届出番号</u>	
氏名	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号	
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号	
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数） 重量（うちリリースした重量）(kg)
年 月 日	（ ） 尾 （ ） kg
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）
	（ ） cm

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さという。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法（以下から選択）

「ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）」

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があります。ことに同意します。

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号4.1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

<u>(新設)</u>	
氏名	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号	
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号	
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数） 重量（うちリリースした重量）(kg)
年 月 日	（ ） 尾 （ ） kg
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）
	（ ） cm

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さという。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

(新設)

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があります。ことに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年3月4日策定
令和7年 11 月 4 日一部改正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号(以下「委員会指示」という。)の六に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の四の1に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の四の1及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の四の1の(二)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の四の1の(三)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の四の1の(四)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の四の1の(五)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の四の1の(八)に定める届出番号は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。
- (6) 委員会指示の四の2に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の 四の 1 の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

<u>届出番号</u>			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）(kg)	採捕した海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）	計量方法（※3）	<u>くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）</u>
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名 及び 場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。

【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

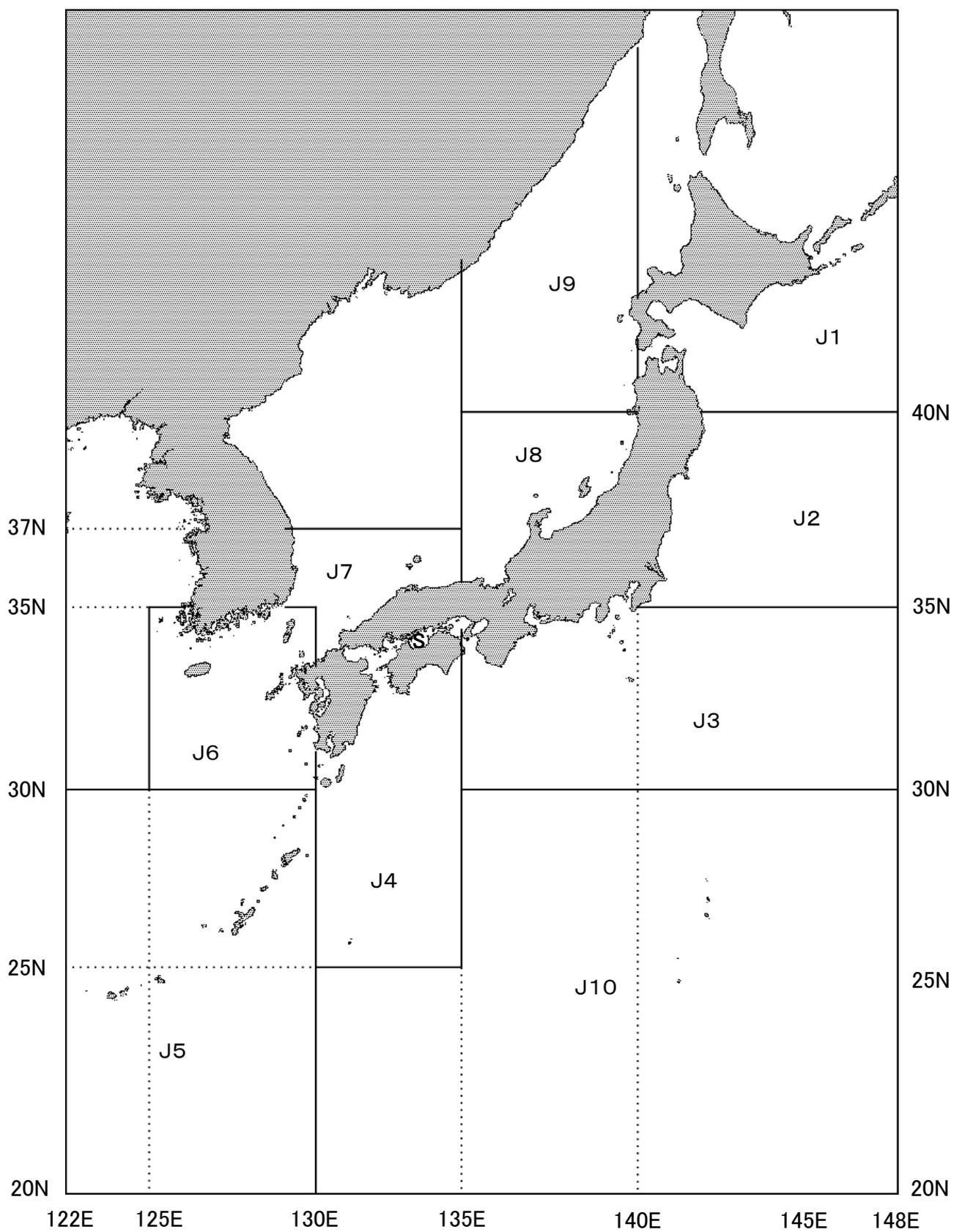
① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	改正前
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和7年3月4日策定 <u>令和7年11月4日一部改正</u></p> <p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号(以下「委員会指示」という。)の6に<u>基づく太平洋広域漁業調整委員会会長(以下「会長」という。)</u>が定める。委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して<u>現地調査・指導等</u>を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として<u>会長</u>に報告する。 なお、漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。.)第157条第1項に基づき、<u>太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)</u>として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、<u>会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u></p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>法</u>第121条第4項で準用する<u>法</u>第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(以下「裏付命令の申請」という。.)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、<u>会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針</p> <p>令和7年3月4日策定</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。.)は、<u>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号(以下「委員会指示」という。)</u>の6に基づき、<u>委員会指示に違反した者への対応方針</u>について、以下のとおり定める。</p> <p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して<u>調査・指導</u>を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として<u>太平洋広域漁業調整委員会会長(以下「会長」という。)</u>に報告する。 なお、漁業法第157条第1項に基づき、<u>委員会</u>として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、<u>会長(又は会長職務代理)</u>一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。 <u>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</u></p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>漁業法</u>第121条第4項で準用する<u>同法</u>第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、<u>会長(又は会長職務代理)</u>一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 3 月 4 日

令和 7 年 11 月 4 日一部改正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（以下「委員会指示」という。）の六に基づく太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和7年11月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
 漁獲実績報告の義務化
 （平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐる漁業の実態把握
 （漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
 トン数階層等）



日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会
 の海域区分

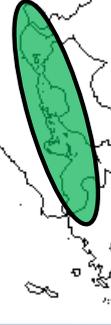
太平洋広域漁業
 調整委員会

平成26年4月1日以降

- 届出制から承認制へ移行
 広域漁業調整委員会の指示
 に基づき隻数制限を導入
- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目
- 令和2年7月 期間延長
- 令和3年4月 更新4回目
- 令和5年4月 更新5回目
- 令和7年4月 更新6回目
 増枠を踏まえ、漁獲機会に
 限の付与が可能なら、
 新規承認を發出

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐる漁業の管理体制の強化



	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4
都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4
北海道	969	863	844	835	832	1,695	1,027	985	298	289	289	276	山口県	1,647	1,119	1,059	965	922
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	304	282	268	250	240	244	徳島県	476	417	417	417	476
岩手県	119	99	0	8	10	22	1,025	1,011	957	944	938	999	香川県	0	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	21	41	1	1	1	0	0	0	愛媛県	90	36	36	33	41
秋田県	175	174	131	131	131	164	1,077	990	877	838	806	798	高知県	2,949	2,142	1,802	1,715	1,694
山形県	150	150	142	139	138	137	264	264	264	247	245	255	福岡県	688	534	521	515	507
福島県	719	714	703	627	435	444	11	11	6	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	101
茨城県	367	347	314	296	291	292	253	251	248	248	249	553	長崎県	2,503	2,457	2,455	2,453	2,554
千葉県	580	545	445	445	445	451	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	59	59	59	63
東京都	526	515	444	431	418	420	651	580	56	56	56	227	大分県	146	28	21	21	164
神奈川県	323	297	277	265	259	278	1,054	1,002	960	957	957	1,015	宮崎県	689	567	568	548	546
新潟県	186	164	57	57	57	209	0	0	0	0	0	0	鹿児島	519	335	332	316	362
富山県	270	262	172	170	170	192	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	1	1	1
合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661												

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐる漁業）②

沿岸くろまぐる漁業の承認の一斉更新の結果について（令和7年4月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	424	1,271		石川県	276			276	山口県	922			922
青森県	1,023	1,132		福井県	244			244	徳島県	9	356	111	476
岩手県		22		静岡県		999		999	香川県				0
宮城県		41		愛知県				0	愛媛県		41		41
秋田県	164			三重県		798		798	高知県	105	1,589		1,694
山形県	137			京都府	255			255	福岡県	507			507
宮城県		444		大阪府			6	6	佐賀県	101			101
茨城県		292		兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554			2,554
千葉県		451		和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63			63
東京都		420		鳥取県	227			227	大分県	25	139		164
神奈川県		278		島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493		546
新潟県	208	1		岡山県				0	鹿児島県	359	3		362
富山県	192			広島県				0	沖縄県		1		1
								合計	合計	9,179	9,529	953	19,661

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐる漁業承認数（令和7年4月時点）は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
 - ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
 - ヘ 法第二百十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和六年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号の3の(1)又は4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することので

きない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

- (4) (1)又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都

道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

都道府県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 2

都道府県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）	
承認番号	（新規の場合は空欄）		
氏名			
申請者住所			
使用する船舶	船名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定時期			
水揚げ市場 （又は漁協）			
備考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">太平洋広域漁業調整委員会会長</p>	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和6年 11 月 18 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認の事務取扱要領

令和6年 11 月 18 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)のロの「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定による我が国全体の承認数の合計が 5000 を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月 24 日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000 を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く 14 日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろま

- ぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くらまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
	第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
		○	—	△	—	○	
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	変更がある場合	○	—	△	—	○	変更後の承認証を交付する。
		○	—	△	—	○	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

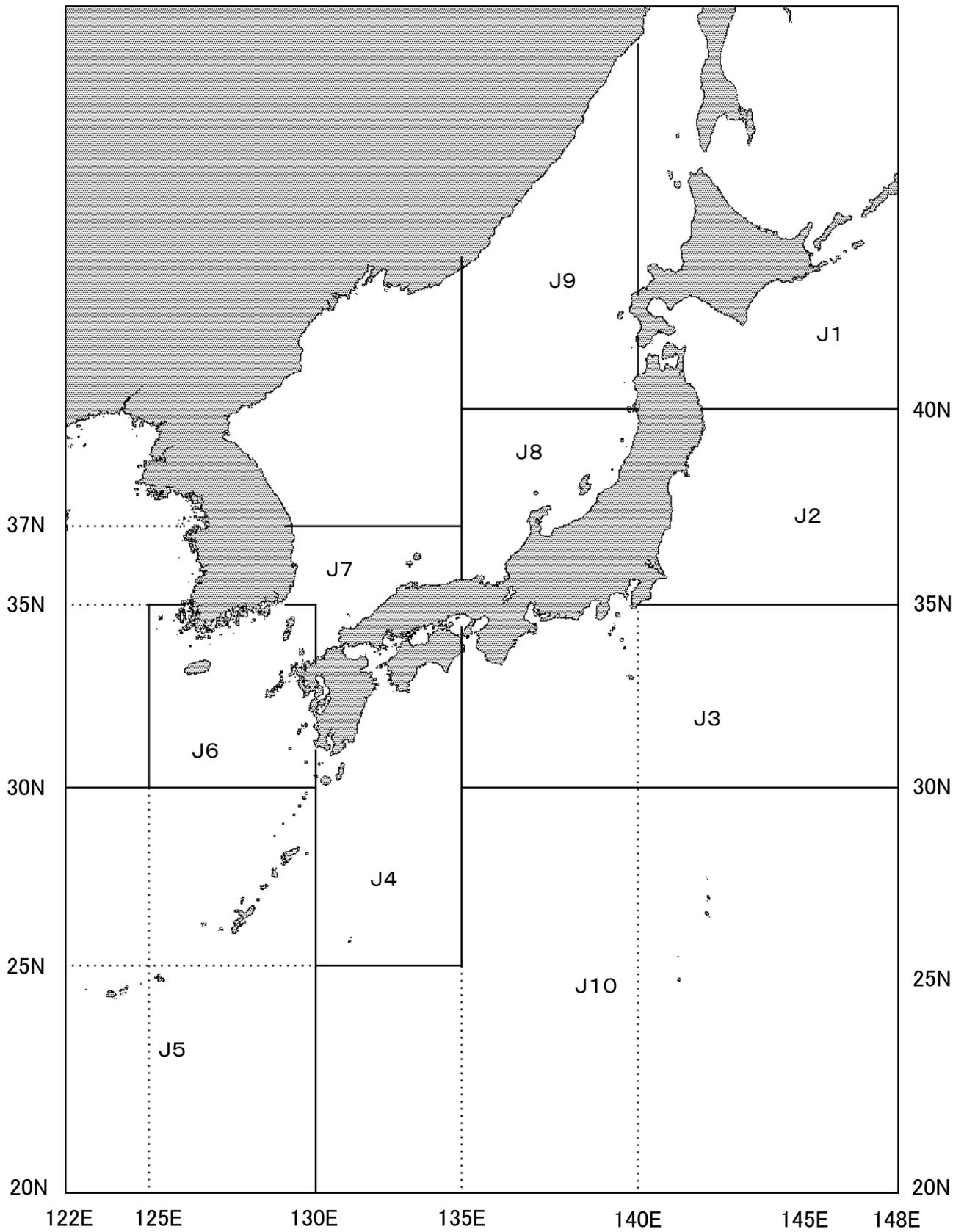
・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。

・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。

・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。

・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況
(令和 7 年 11 月現在)

1	スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2	太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
3	マサバ太平洋系群	太平洋委
4	太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
5	伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
6	伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
7	サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
8	カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
9	日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
10	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委
11	日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
12	日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
13	日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
14	有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
15	九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
16	南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
17	太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	スケーホルダ-会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
アジ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダラ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダラ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダラ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ヘニズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日			令和7年9月からTAC管理開始
ヘニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日	令和7年3月19日			令和7年9月からTAC管理開始
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラアグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日	今後開催			
トラアグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

広域漁業調整委員会の 今後の役割の検討について

令和7年11月

背景

1 背景

広域漁業調整委員会（広調委）は、これまで、クログロ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミに関する「委員会指示」の発動など、複数都道府県にまたがる海域を回遊する広域資源の管理に重要な役割を果たしてきた。

一方で、平成30年に漁業法が改正され、資源管理の基本をTAC管理とすることとなり、TAC対象種及び候補種については、広調委とは別に意見交換等を行う場が設けられるようになった。このため、広域資源の管理に対する広調委の役割について、令和7年春の広調委において、事務局から以下の提案を行った。

2 令和7年春の広域漁業調整委員会での事務局からの提案

今後の広調委は、漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、例えば、小型魚の漁獲抑制や届出制の導入などに関し、省令や漁業調整規則を行う前段階として、「委員会指示」を出すことで、重要な役割を担っていただけの部分が大きいのではないかと考えている。

こうした考えの下、まずは、漁業法に基づく資源管理における今後の広調委の役割について、水産庁で案の検討を行った上で、本年秋に開催予定の広調委において、委員の皆様にご議論いただくこととしてはどうかと考えている。

上記を踏まえ、まずは、広域漁業調整委員会で取り扱う資源について、「委員会指示」の有無に焦点を当てて、取り扱う意義をご議論いただきたい。



広域漁業調整委員会で取り扱ったことのある資源について

関係する委員会等		委員会指示の有無	最新の委員会指示の有効期間
マサバ太平洋系群【TAC】	太平洋委	無	—
太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会	無	—
太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会	有	R7.03.04～R8.05.31
伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シヤコ)	太平洋委 南部会	無	—
伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会	有 (現在は失効)	R3.01.01～R3.12.31
サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委	有	R7.04.01～R8.03.31
カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘) 【TAC】	瀬戸内委	無	—
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委	無	—
日本海沖合ベニズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委	無	—
日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マ イワシ【TAC】	日本海・九州西委	無	—
スケトウダラ日本海北部系群【TAC】	日本海・九州西委 日本海北部 会	無	—
日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部 会	無	—
日本海西部アカガレイ、ズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委 日本海西部 会	無	—
有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会	有	R7.04.01～R8.03.31
九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会	有	R7.05.01～R8.05.31
南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会	無	—
太平洋クロマグロ【TAC】	日本海・九州西委、太平洋委、 瀬戸内委	承認：有 遊漁：有	承認：R7.01.01～R9.03.31 遊漁：R7.04.01～R9.03.31

事例1：日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

【現状】

- 平成17年から、マアジを対象とした資源回復計画の作成に着手。マサバ、マイワシもその対象に追加するなどしながら、平成21年3月、3資源に対する同計画が作成された。
- 平成23年の資源回復計画制度の終了に伴い、平成24年からは、資源管理指針・計画体制へ移行。その際、平成23年秋の広調委で水産庁が示した「今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について」（次ページ参考）を踏まえ、本件資源管理の関係者間の合意文書として「広域資源管理方針」が策定された。
- 以降、同方針に基づいてまき網漁業者が小型魚の保護等の自主的な資源管理に取り組んでおり、毎年関係者間で資源管理の取組状況について共有されるところにも広調委で報告されている。
- 「広域資源管理方針」は5年ごとに見直すこととされており、見直し後の方針は広調委で報告されている。

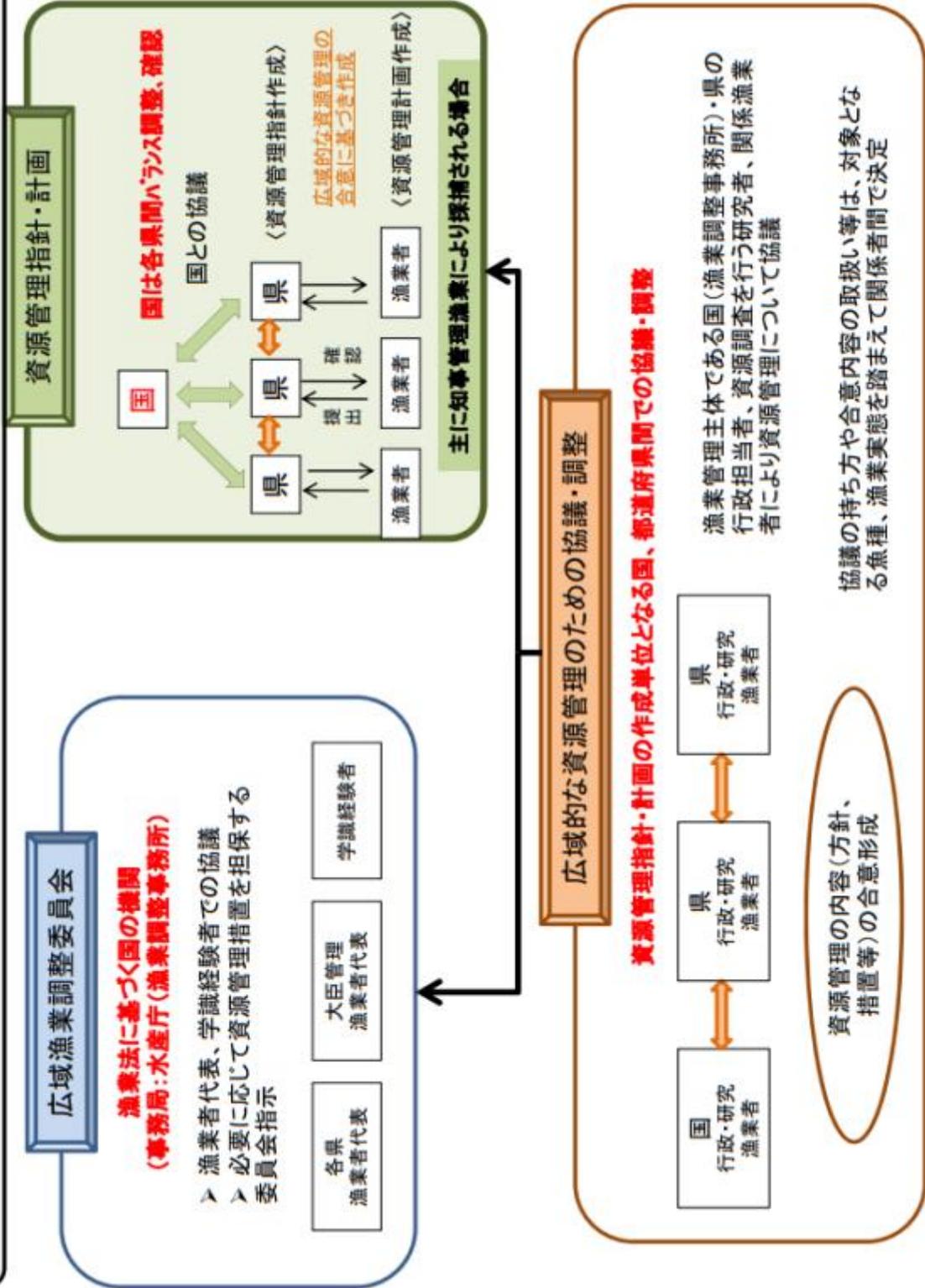
【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- 水産庁が整備したマウンド礁（※1）の周辺の資源管理措置（※2）について、「広域資源管理方針」の中のみ記載されている。
（※1）石材やブロックを投入して造成する山脈状の構造物
（※2）マウンド礁周辺から半径1マイル以内においては、マアジ、マサバ、マイワシの採捕を目的とした操業は行わない
- 「広域資源管理方針」が広調委で報告・公表されることによって、関係団体が、所属する漁業者に対して資源管理の取組を強く指導できる。また、関係漁業者が小型魚の保護等の取組をしていることを周知できる。

【参考】資源管理指針・計画体制への移行 (当該体制は令和5年度末までに漁業法に基づく資源管理協定に移行)

広域的な資源管理のための連携・協力の推進について

資源管理指針・資源管理計画体制では、管理主体の異なる漁業種類間で連携・協力して広域的な資源管理に取り組む。国は、①資源管理の単位となる国、都道府県間での協議・調整を促進し、②広域漁業調整委員会での協議・委員会指示の発出や、③資源管理指針間のバランス調整、確認を通じて広域的な資源管理のための連携・協力を推進。



事例 2：日本海沖合ベニズワイガニ

【現状】

- 平成17年に**資源回復計画**が作成されて以降、平成23年度末まで、同計画に基づく広域的な資源管理の取組が実施された。
- 平成24年度以降は、**資源管理指針・計画**体制による資源管理が実施された。
- この間、生産者・加工仲買業者・卸売業者の三者が集まる境港ベニズワイガニ産業三者協議会等において、水揚状況、資源状況、取組状況及びその他必要な報告及び情報共有等が行われ、広調委にて取組状況等が報告された。
- ベニズワイガニ日本海系群は、令和7年9月1日からTAC管理へと移行した。（大臣管理水域：漁業法に基づくIQ管理。知事許可水域：ステップアップ管理。）

【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- ベニズワイガニの資源管理においては、数量による管理のみならず、漁具規制や小型個体の保護といった取組が重要であり、引き続き、広調委に対して報告して実施する必要がある。

事例3：太平洋北部沖合性カレイ類

【現状】

- 平成13年、資源量や漁獲量が減少している魚種（サメガレイ、キチジ）及び小型魚の混獲割合の高い魚種（キチジ、ヤナギムシガレイ、キアッコウ）が資源回復計画の対象種として選定され、平成15年に、これらを対象とする同計画が作成された。
- 平成24年の資源管理指針・計画体制への移行後も、青森県から茨城県までの漁業者間で意見交換会を開催しながら資源管理の取組が継続されている。

【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- 広調委において本取組が取り扱われている結果、保護区設定の取組等に関し、漁業者の意識の高さが感じられる。
- 今後のTAC管理導入も含めた議論に向けて、広調委への報告を含め、本取組を継続することが重要である。

事例4：カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）

【現状】

- 平成17年3月に資源回復計画を作成した際に、休漁の取組を担保するため、委員会指示が発出された。
- 資源回復計画が終了した平成24年度以降は、燧灘資源管理検討会（瀬戸内海漁業調整事務所、県（広島、香川、愛媛）、研究機関）が設置され、年1回のペースで資源管理の状況を広調委に報告する体制とされた。この体制への変更に伴い、委員会指示の発出は終了した。
- 平成31年3月の広調委において、資源管理の取組が円滑に実施されていること等を踏まえ、以降は、報告の必要性が生じた場合にのみ広調委へ報告することとされた。（それ以降、広調委への報告はなされていない。）
- 令和7年1月から、TACのステップアップ管理の対象となった。

検討事項

委員会指示が無いもの

- (1) 漁業法に基づく資源管理の推進のため、委員会指示を活用することはできないか。
- (2) カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）のように、報告の必要性が生じた場合にのみ広調委に報告することはできないか。

委員会指示が有るもの

委員会指示の改正等の必要性に応じて協議

広域漁業調整委員会の概要

1 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

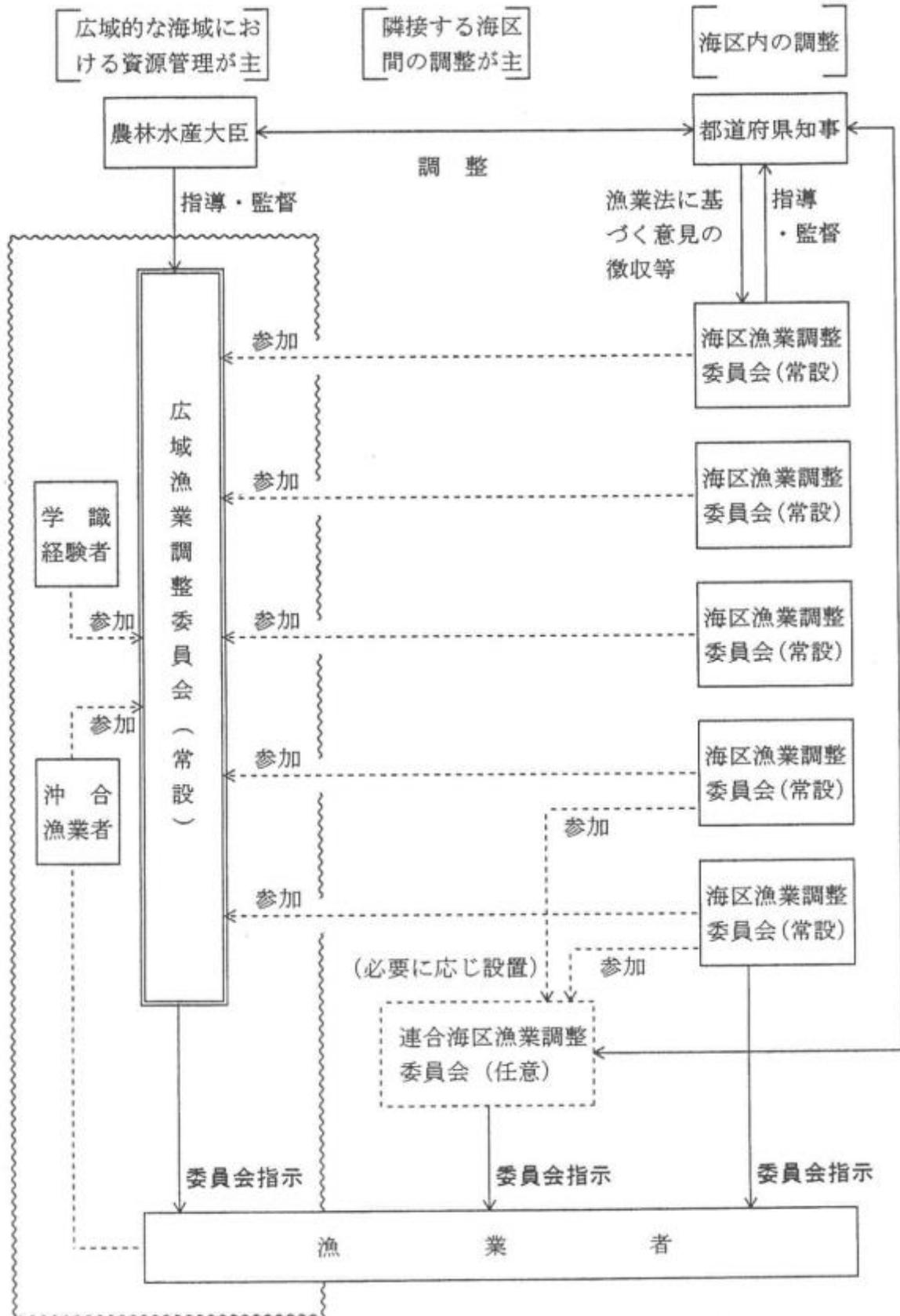
- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③ ①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成され、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ28名、14名、29名（計71名）です。

また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

漁業調整委員会の主な仕組み



※ 2以上の海区漁業調整委員会がある都道府県は、互選により1名の代表者が広域漁業調整委員会に参加する。

広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手県	
		宮城県	宮城県	
		福島県	福島県	
		茨城県	茨城県	
	太平洋南部会	千葉県	千葉県	
		東京都	東京都	
		神奈川県	神奈川県	
		愛知県	愛知県	
		三重県	三重県	
		和歌山県	和歌山県	
瀬戸内海広域漁業調整委員会	瀬戸内海広域漁業調整委員会	徳島県	徳島県	委員数 14 海区代表 11 学識経験者 3
		高知県	高知県	
		愛媛県	愛媛県	
		大分県	大分県	
		宮崎県	宮崎県	
		鹿児島県	鹿児島県	
		福岡県	福岡県	
		山口県	山口県	
		広島県	広島県	
		岡山県	岡山県	
		兵庫県	兵庫県	
	大阪府	大阪府		
和歌山県	和歌山県			
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田県	
		山形県	山形県	
		新潟県	新潟県、佐渡	
		富山県	富山県	
	日本海西部会	石川県	石川県	
		福井県	福井県	
		京都府	京都府	
		兵庫県	兵庫県	
		鳥取県	鳥取県	
		徳島県	徳島県、隠岐	
九州西部会	山口県	山口県		
	福岡県	福岡県		
	佐賀県	佐賀県		
	長崎県	長崎県		
	熊本県	熊本県		
	鹿児島県	鹿児島県		

広域漁業調整委員会の海域区分



太平洋広域漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、太平洋海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

(事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員28人をもって組織する。

2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

(会長及びその職務)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第2項第3号の委員の中からこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなけ

ればならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所

二 出席委員の氏名

三 付議事項

四 議事

五 議決の数

六 報告書

七 答申書又は具申書

八 その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第14条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、太平洋北部会及び太平洋南部会を置く。

2 太平洋北部会は、北海道から茨城県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。

3 太平洋南部会は、千葉県から宮崎県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。

4 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。

一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員

二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員

三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員

5 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。

6 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

7 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。

8 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第15条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。

3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。

5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第 16 条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第 17 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第 18 条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成 13 年 10 月 29 日より適用する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 5 月 27 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 12 月 2 日より適用する。

(以 上)